

◎議 事 日 程（第3号）

平成20年3月13日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（30名）

1番	前 田 芙美子 君	2番	鷺 野 聰 明 君
3番	三 輪 久 之 君	4番	日 永 貴 章 君
5番	吉 川 三津子 君	6番	榎 本 雅 夫 君
7番	岩 間 泰 彦 君	8番	田 中 秀 彦 君
9番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	副 市 長	山 田 信 行 君
教 育 長	五 富 利 清 彦 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	水 谷 洋 治 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	市 民 生 活 ・ 保 健 部 長	八 木 富 夫 君
福 祉 部 長	加 賀 和 彦 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋 総 合 支 所 長	藤 松 岳 文 君	立 田 総 合 支 所 長	飯 田 十 志 博 君
八 開 総 合 支 所 長	水 谷 正 君	佐 織 総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

健康推進課長 山田重夫君  
用地課長 加藤清和君

社会福祉課長 杉 勝巳君

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤辰雄  
書 記 田尾武広

議事課長 服部秀三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦勞さまです。

御案内の定刻になりました。

本日は全員御出席でございますので、定足数に達しております。ただいまから継続会を開会させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番、27番・石崎たか子議員の質問を許します。

○27番（石崎たか子君）

議長のお許しを得ましたので、2点について質問をいたします。

まず1点目は、脱ゆとり教育で徳育の充実はなるかでございます。

最初に、去る2月14日に開かれた全協の場で、学校教育部長より、一人でも多くの不登校児童・生徒を救済するとして、愛西市適応指導教室設置要綱（案）が発表されました。目的は、学校に適応しにくい不登校児が少しでも集団生活になじめるように、さまざまな活動の機会を設定し学校復帰ができることになっています。

12月の不登校児は、小学生4名、中学生においては51名で計55名とのことで、指導教室については6月の広報で住民に知らせるとお聞きしました。これについて、他市町村でも同ケースがあればお聞かせを願いたいと思います。愛西市ではどのように運営をされるかお尋ねいたします。

昨今の教育については、本当に目まぐるしい勢いで、次から次へと提起をされています。教育現場では、さぞ戸惑いをされているのではないかと拝察をいたしております。去る12月議会で、岩間議員のゆとり教育からの転換、2011年からの実施についての御質問に、教育長は「教育委員会として、あるいは学校としてその足場を固めていきたい」と御答弁でございました。教育長として、教育再生会議の結果や新学習指導要領を踏まえ、御自身として愛西市の教育に対してどんな指針をお持ちかお聞かせください。

続きまして第2点目なのですが、私が質問する内容を的確に、去る10日の新聞政治紙面の「政治塾」の中で掲載されているのを目にいたしました。「自治体の破たん」として、自治体が破綻する理由とその防ぎ方の記事でございました。自治体が借金するのは借り得意識があり、収入を超える支出は地方債として借り、かなりの部分で交付税という形で国が面倒を見てくれる。しかし、国は借金全部を見てくれるわけではなく、借り得のツケは住民にとあります。そんな無駄遣いをとめるのが議会の役割。議会は住民の代表として行政のチェックをする仕事で

ある。この記事を読み一番に感じたことは、斎苑計画地の223メートルのところに居住されている西保団地の皆さんのことをございます。自分に関係なければ、どんなに反対しても市は進んでいかれるものだと思っていました。西保団地の方々にお会いし、議会のチェックを改めて感じた次第でございます。

そこで、どのように斎苑計画を実行するのかについてであります。この件につきましても全協の場で、愛西市総合斎苑基本計画冊子をいただきました。

概要書とともに、冊子の中には総合計画における基本理念がまず出ております。六つの基本理念が載っております。その中の安心としては、「地域の中でお互いが支え合い、安心して暮らせるまち」が掲載されています。また市長は、招集あいさつの中でも述べておられましたように、まちの将来像である「人々が和み、心豊かに暮らすまち」の実現も目指すと申されておりました。今、市長はこの理念を掲げながら、西保団地の方々の気持ちも受けとめず、市民の方々や議会の特別委員会以外の委員にも詳しい説明も、きちんとした承諾もないまま、平成20年度当初予算に斎苑計画が計上されました。

西保団地の方々が安心して暮らしていける対策と、心では白紙撤回を叫びながら、だれかが嫌な思いをしなければならぬ施設を受け入れられ、ただセレモニーホールは無駄遣いであると言われている西保団地の皆様の陳情書を、どのように市長は受けとめ、またやり場のない今の悲しいお気持ちをどのようにお酌み取りか、まずお尋ねいたします。

以下、自席で質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、まず最初に私の方から、市町村の状況と、あとは開設の運営についてのお尋ねについて、御答弁をさせていただきます。

この関係におきましては、県下におきまして57の施設がございます。そのうち市におきましては、35市が愛知県内にあるわけでございますけれど、32の市で設置が既にされております。ちなみに、海部教育事務所管内におきましては、津島市さんと蟹江町に既に設置がされておまして、蟹江町におきましては10年ほど前からこのような教室が開設となっております。

次に、適応指導教室の運営の関係でございますけれど、これにつきましては、設置要綱の第4条でうたっております。

四つうたっております中で、一つといたしましては、不登校児の実態把握と対策の検討、二つ目には不登校児童の立場に立った適応指導、三つ目には不登校児に関する相談活動と、最後に関係機関との連携などございまして、囑託の教員免許を有する指導員の方と補助員とで行ってまいります。

何分にも、児童・生徒にとっての学校の集団生活に対応するためには、一つには、やはり大事なことは人間関係づくり、二つ目には社会性とか生活力を高めることを目的にしております。その中で、教科学習はもちろん、児童・生徒の実態に応じながら進めてまいりたいと考えております。そういう中で、不登校児の家庭と学校とをつなぐ大きな役割を担うものと考えております。以上です。

続いて、教育長をお願いします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

それでは、教育再生会議、学習指導要領を踏まえた教育の指針につきまして御答弁させていただきます。

教育再生会議は2006年、総理大臣直轄の教育改革機関として発足いたしました。その改革内容は、ゆとりの見直し、学力向上のための授業実数等の増加、高校での奉仕活動の必修化、道徳の教科化などがありました。そして、ことしに入りまして、1月30日、学力と規範意識の向上などを掲げた最終報告を示したわけでございます。特に、教育再生会議の重点課題の一つで、道徳の教育化を強調したわけでございますけれども、これにつきましては議論が分かれ、同じ1月、文部科学大臣の諮問機関であります中央審議会が提出した答申では、見送りとなりました。学校全体を通して教育を行うと明記をされてまいりました。この中央審議会の答申を受けまして、先日、3月に入りまして、新学習指導要領の案が提出され、この末に告示されようとしております。

今回の指導要領の骨子につきましては、生きる力の理念を継承し、そして支える確かな学力、あるいは豊かな心、健やかな体の調和を重視しております。そんな中で、学力の底上げや考える力を育てるためには、授業の工夫が求められます。また、授業の質を高めていくには教師の質を高めていくことが必要であり、教師力の育成が大切であると考えております。

また、教育再生会議が強く求めてまいりました道徳の教育化につきましては、見送られたわけでございますけれども、徳育といいますのは、知育、体育とともに人間を形成していく上で欠かせないものでございます。今後も、地域社会を含めて、各学校にも道徳教育推進教師を指定し、全教科、学校全体を通しまして道徳心を育てていきたい、そんなふうに考えております。そんなところを、各学校長を通じまして伝えていきたい、そんなことを思っております。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

石崎議員の質問にお答えをいたします。

斎苑関係の御質問であります。計画の細かい点につきましては、担当の方から御説明をさせていただきます。

この斎苑計画につきましても、もう1年以上になりますか、そんな前からいろんな協議もしておっていただきますし、議員の皆さんにも特別委員会、あるいは検討委員会の内容等は委員長さんの報告など、あるいは全協の場でも皆さん方に御報告をしてきているところであります。そうした流れの中で、地元の皆さん、あるいは地権者の皆さんにお願いやら御無理を言いながら、御理解をいただくべく努力をさせていただいているわけでありまして。

特に、西保町の皆さんには区会の折に出向いたり、あるいは特に西保団地さんには、近くであるということで、いろんな御意見を承るべくもう5回ほど出かけさせていただいて、いろんな御意見を承ってきているところであります。

そしてこの15日にも西保町区会さんの方へ、そして16日の日曜日にも近くの西保団地さんの

方へもまた出向く予定をしているわけであります。そうした説明、報告を進めていく中で、この斎苑計画を進めてまいりたいと思っておりますし、これからも皆さん方にもきちっと内容については御報告申し上げる考えでおります。特に地元の皆さんには、そうした会合の機会をいただきながら出席をさせていただいて、十二分に御理解をいただくべく、説明責任も果たしながらこの計画を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、担当の方から細かい点につきましては説明をさせていただきます。

## ○27番（石崎たか子君）

すみません。私は、市長がどう思っているかということでお尋ねをしたわけでございまして、るるまた聞かせていただきたいと思いますので、1年以上たっているとか、御無理を言いながらと言われて、また何回に分けても、5回、6回と言われながら、でも市長さんは本当にやり場のないこのお気持ちをお酌み取り、どのように思っているかという肝心なことは御答弁なさらなかったわけでございます。

あとまた1問の方からやっていきたいと思いますが、ちょっとこれ、今の御答弁、市長さんの、きょう傍聴にもおいでになっていると思っておりますので、本当に残念だったなあという思いがいたしました。

最初に、ゆとりの方でございますが、今、教育長さんにも御答弁いただきました。旧佐屋南部コミュニティ市江出張所内2階で、この9月から実施をされるというわけでございますが、このことを現在不登校児を持つ父兄さんに尋ねました。異口同音に、そんな教室へは子供は行きたがらないと思うと、子供は自分の学校に行きたい気持ちは十分あると言われました。それでは、学校を休んでから先生や関係者から連絡などはないかについては、何も言われていないとのことでございます。たまに出ていっても、先生は知らん顔をしていらっしゃるというような生徒さんもあったそうでございます。

私は、脱ゆとり教育で徳育なるかを表題にいたしました。それは、いかにこの社会全体の人々が、心が希薄になってきたか。その教室を開設されようとする前に、先生方はなぜその生徒の心の痛みをわかってやっていただけなかったかでございます。一生懸命努力して登校した生徒の、先生に浴びせられた言葉を聞かせていただいたときには、本当に胸のつぶれる思いをいたしました。この愛西市でも徳育を充実させていただきたい気持ちがございます。また、あまり詳しく言いますと先生方から圧力がかかるので、親御さんが気にしてみえますので申せませんが、このような実態を把握しておいでのなるのでしょうか。

また、市江出張所の2階の部分は半分が集会室になっており、一般の人々のサークルなどいろいろ利用しておられますが、その点は問題ないでしょうか。送迎などはどのようにされるのかお尋ねをいたします。

## ○教育長（五富利清彦君）

ただいま御質問いただきました徳育の充実につきまして、少し考えを述べさせていただきたい、そんなふうに思います。

今お話をいただきました児童・生徒の実態につきましては、申しわけございません、把握を

していないのが現状でございます。

まず考え方といたしましては、先ほども申し上げました、徳育につきましては人間形成の軸であるということは重々承知しておるわけでございます。特に、昨今の社会全体の規範意識や、あるいは家庭教育力の低下などを考えると、健全な人間形成につながる徳育の推進は大切なものであるということを考えております。

実際に、各小・中学校においても、豊かな心の育成を学校教育の目標に掲げ推進しておるところでございます。特に、今年度におきましては、佐屋西小学校では命を大切にす推進事業、永和中学校におきましては心を結ぶ学校づくり事業を推進し、児童あるいは生徒との心づくりに先進的に取り組んでおっていただくところでございます。

また、生徒の心の痛みがよりよく把握できるように、学校と家庭との連携を密にいただき、学校での教育相談活動など充実をして取り組んでおるところでございますけれども、今後さらに地域で育てる、あるいはみんなで見守るといった視点に立ち、きめ細かい指導を進められるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私からは、市江出張所の関係につきまして、施設の関係で問題はないかということについて御答弁をさせていただきます。

今回の場所におきましては、出入り口を西側でございます屋外階段からの出入りを考えてございまして、今議員が申されましたように、2階は確かに半分は講堂といいますか、人様が御利用いただける施設になっておりますけれども、御存じのようにその廊下におきまして間仕切りがされてございまして、常に施錠がかかっております。そういうようなこともございまして、全然懸念はないということまでは、はっきりは言えませんが、かかわりの懸念は少ないということで、私どもこのように考えた次第でございます。

また、送迎についてのお尋ねでございますけれども、愛西市内全体で果たしてこの場所でのいかというようなことが第1次主眼だということで理解するわけでございますけれども、あくまで通学におきましては自主通学を基本にいたしております。というのは、距離的な問題もございましょう。折には徒歩並びに自転車ということが自力通学になるわけですが、距離的な問題等、また体的なことも考えますと、どうしても保護者の方の御協力なしではできない。というのは車での送迎というようなことになると思いますが、私どもとしてはあくまで自主通学ということで考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございます。

教育長さんから、地域で育てるきめ細かい指導ということで御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、あと1点なんです、安倍前政権で始まった教育再生会議も幕を閉じたわけでございますが、これによってほかの公立学校でもやっておられますが、愛西市独自でも、土曜日を補習授業や徳育に充てたりすることはできませんか、お尋ねをいたします。

○教育長（五富利清彦君）

現状においては大変難しいと考えております。

○27番（石崎たか子君）

何とかして、心のゆとりというか、子供さんたち、幾つになっても人に対し、人生に対しても敬う心、またはありがたい、人のためにボランティアが率先してできる精神は、小さいときからぜひ培ってほしいと思います。教育現場での御苦勞は身にしみてわかっておりますが、教育長や教育委員会でも、今後とも次代を担う子供さんたちのために頑張ってくださいますよう切にお願いをいたしておきます。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

先ほどからも、市長さんの御答弁をいただきました。過日配られました斎苑基本計画の中の第7章に課題が抽出されておりました。その中で「周辺住民の同意を図ることが必要となる」とあります。この周辺住民の同意は最初に、本当に最初に場所を選定する時点で行うものではなかったでしょうか。再度、市長さんに、その辺をお感じになりませんでしたでしょうか、お尋ねをしたい。今ごろ今後の課題では遅過ぎるんじゃないかという思いがいたしておりますが、いかがでしょうか。

○市長（八木忠男君）

御質問であります。最初、候補地が検討委員会あるいは特別委員会の中で協議がなされて、西保町さんへお願いしたいということで、西保町さんの区会の方へ出向きまして、内容について御説明をさせていただき、それ以後も先ほど申し上げたように進めているところでございます。

○27番（石崎たか子君）

そのことがやはり一番最初、近くにある方からの本当は御同意がいただけたらよかったんじゃないかなあと自分は思っておりますが、当時は斎場計画として斎場建設調査特別委員会が平成18年7月7日に第1回の会議が開かれております。

私は、傍聴していない1回目から4回目の議事録を読ませていただきました。第1回目の特別委員会でも、「火葬場の設置についての最低限の条件は、都市計画法第11条の公共施設であり、建築基準法第51条の都市計画で計画されていることが第1条件である。その中で、市街地や将来の市街地の予想区域から500メートル以上離れた場所を選ぶことであり、300メートル以内に学校、病院、住宅部、公園がないことという規制がある」と市民生活・保健部長から説明がされております。

現在の場所ですと、300メートル以内には西保団地の住宅部がありますし、児童館には広場、公園もあります。少なくとも、だれが考えても住宅の223メートルに住む人々は、今後このまま住まわれると、転出されたり住みかえも出てくるのではないかと案じております。

最初、議員全協の場では5カ所の丸印のついた地図と、そして西保町の四角くマークした資料をいただきました。そして、あまり5カ所の詳しい説明もなく、西保町の説明をされたわけでございます。地権者がいるからそっとしてほしいと言われたまま、それ以来、議場でも全協



の場でも詳しい報告や協議もあまりされておりません。きちんとした議決もいたしておりません。

現在、地権者がセレモニーホールの併設を条件に売却を約束と言われておりますが、議事録にもそれは最初から言われなかったことではありませんでしたでしょうか。昨年12月26日の建設検討委員会で、初めて西保町の代表として2名が出席され、そこで聞いたと思いますが、昨年の8月29日の総代との覚書書にも一言もそれは記載してございませんでしたが、この点はいかがでしょう、お尋ねいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず第1点目だと思いますが、当時、この斎場を建設するに至っての諸条件と申しますか、そうしたことで今議員のおっしゃいます500メートル離れた位置をとるか、学校とかという御質問でございますが、これ私も当時の会議録を、目を通させていただきましたが、これ以後にこうした距離的なものにつきましては十分な距離をとれば一番いいかと思いますが、法令的には墓地埋葬法に關します法律で申しております県道その他重要道路、また軌道から20メートル離れた場所ですとか、人家、官公署、学校、公園、病院等からは220メートル以上隔てることという部分につきましては、これは墓地埋葬法で、それのもとになります関係法令に従いましては建築基準法ですとか都市計画法、今申し上げた墓地埋葬法に、法令に従って私どもはこの範囲が定まっておるものと判断しておりますので、当時このような距離を申し上げたのは、十分な距離をとればそれは皆さんが御納得いただける最善な距離だったかも知れませんが、現在の法で定められておりますのは、今申し上げておる人家からは220メートル以上離れた場所で、仮にそうした範囲の中に人家があれば御同意をいただくなりして進めるというような形になっておるはずでございますので、その点は御理解をいただきたいと存じます。

次に、セレモニーホールの併設の關係でございますが、この基本計画を私どもが昨年の6月の末にコンサルタントの方に委託をいたしました折、そしてそれ以後、それぞれ議会の調査特別委員会、学識経験者の方々が入っていただきます検討委員会等に、この基本計画に関する内容につきましては順次お示しをさせていただきますして、その中で今回の計画期間ですとか、この建物の中に入ってまいります火葬、そして式場部門、そして待合部門ですとか管理部門、そうした建物の中のそれぞれの部屋の部門についてもお示しをさせていただきますながら、私どもは進めてまいったつもりでおりますので、そんな形で御理解をいただきたいと存じます。

#### ○27番（石崎たか子君）

部長、御答弁ありがとうございます。

前は、部長さんの第1回目は違った方だったかと思えます。ただ220メートル離れておればいいという、これは問題ではない物件でございます。

私どもも式場、基本図を見せていただいても、ああいう火葬場から離れて式場の向こうに待合があるということ自体も、何か意見を出すときがないかと。亡くなった人を弔うのにその式場を通り越してということは、絶対そんな気持ちにはなれないと思っておりますので、それを言う場面も今までにはございませんでした。私自身は最初から、市の経済状態からセレモニーホール

は要らないといたしておりました。あとは、自分のところでなければいいと思っておりましたが、西保団地の方々にお会いし、皆さんの苦しみや将来に対する悩みをお聞きし、自分の身勝手さに恥じ入る思いでございました。同じ市に住みながら、申しわけなく思いました。こんなに大切なことを、特別委員会の報告もだんだんなくなってまいりました。

私は、5ヵ所の候補地をくまなく職員さんたちが検証されたと思っておりましたが、しかし議事録の限りでは、委員の皆さんがバスで現地に出向かれただけではありませんでしたでしょうか。今でも市民の多くは、なぜ立田、八開にしなかったのか、市側はきちんと検討されたかということをお聞かしております。比較表もすぐ回収をされてしまいました。本当に市当局は1から5をしっかりと検証されたのか、いまだに疑問でございます。今ごろ言っても遅いでしょうが、残念でなりません。このまま進められるのなら、将来に大変な汚点を残すこととなります。

また当時、はっきり覚えております。西保町に、ガス管が155号線にあるので候補の1番のように当局から言われました。安城市では天然ガス、関市へ見学した折、係の人から燃料は灯油ということをお聞かしました。ガスは目に見えないので、その設備費がとても多くかさむのでガスはやめましたという係の方の説明を受けました。愛西市は燃料についてはどのように検討されているのか。これもこれからの宿題かもしれませんが。

ところで、この155号線を北進しているガス管は大垣や一宮に通す管であって、途中では引くことができないということも聞いておりますが、その辺もいかがでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

ただいまの155号線に現在埋設されております都市ガスの本管といたしまして、確かに本管が現在通っておるのは事実でございます。

そこから今回計画をさせていただいております西保町の寄之内へ持ってくるにはかなりの減圧管といたしまして、やはり本管から順次ガス圧を落とさなければいけませんので、そうしたものの費用等もかかるわけでございます。当時、確かに今の都市ガスが通っておるといふことの御説明を申し上げたのも事実でございます。

それで、私どももいわゆる都市ガス、最近では都市ガスが通っておる地区においては、やはり都市ガスを使うのが環境面においても一番いいのではないかとこの選択肢の一つというふうにおもっております。それで、今回の基本計画をおつくりした中にも、計画書の中に入れてございますが、ガスについては微増といたしまして、少し今申し上げておりますように、そうした管が敷設されたところにおいては、やはり都市ガスを使えば環境面にいいということお申しております。参考に申し上げますと、現在、一番多いのが灯油でございます。灯油の割合が約7割ほどだというふうにお申しております。この基本計画書の中でもうたわせていただいております。次いで、次に多いのが重油でしょうか。そんなような今現状でございますので、都市ガスを引き込んで、投資をして実施するのも選択肢の一つではあると思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

西保団地の方々の中にも、ガス管が155号線を通っているから第1番の場所と決定したとい

うことも聞いておられます。

私は以前から、今の愛西市、経済的をわかり齋場は旧佐屋の改修、拡幅ではいけないかということで、周辺の方々にも去年あたり聞いて回ったわけですが、皆さんは以前から永和台は何も言わないと。永和台の南に旧佐屋の齋場があっても言わないということも言われたわけですが、私が昭和45年に来たときにはもう煙突があって、何か工場か、私は最初おふろ屋さんがあるというふうな認識でおりました。それで後から来たというか、何も言えないわけでしたが。でもしかし、当時、去年回らせていただいたときは、永和台周辺の方は、ここが霊柩車の通りであるけれども、やはりだれかというなら今まであったんだから、拡幅をしてあそこでいいじゃないか、あれを改修して津島市の方と一緒に使えばいいじゃないかという意見もいただきましたので、市の方に申し上げたんですが、職員さんの方から、ガス管が通っていないからだめだということを言われたわけですが。

だから、これから選択肢というか、灯油はどれだけかかるのか。多分ガス管にしますと減圧管も要するというを今言われましたが、今度旧佐屋の火葬場がすぐ使用できなくなるのではなくて、こんな大切なことを短い期間に決めることではないと思うわけですが。

きのうの御発言の中でも、議員さんの中でも言われました。第2回の齋場調査特別委員会は平成18年の10月12日に行われております。この中で市側は何の検討材料も持ち合わせてなく、調査特別委員会へ早く決めてくださいなどと頼られているのは、全くいかなものだったでしょうか。先日もセレモニーホールの面積を聞かれて、市に問い合わせましたが、まだ決まっておりませんと。1平米当たり40万円と言われただけです。今現在、コンサルの設計図ではなく、市としての、なぜ最初に設計図をお持ちでなかったのか。幾らコンサルタント会社に出すにしても、市が手持ちの計画図を持ってなければならないと思います。齋苑の設計図も、何の素案もなく、なぜこんなに急いで、それも1番近くの西保団地の方々の反対に遭いながら、強行に市長はなぜ進められるのか、そのわけをお尋ねしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

ただいまの御質問であります、旧佐屋さんの方で利用をしておっていただきます齋場につきましても、ここ1年の間に3回ほどトラブルがございまして、せんだっても、何かちょっと報告によりますと、電気系のトラブルだったというようなことです。以前もそうしたことで施主の方に大変御迷惑をおかけしたりしていることも事実でありますし、この合併の協議の中でも、立田、八開は祖父江、佐織は津島さん、そんなことでお世話になっているので、市になったら早急に、一番最初にでもこの齋場建設はということで協議がなされて、新市でということで計画の中にあるわけでありまして、そういう状況の中で私どもも少しでも早くということは、そうした現実にトラブルがあるということ、そして他の市さんへもお世話になっているということ、これを十分把握しながら、承知しながら進めているわけでありまして、どうぞ御理解をいただきたく思います。

#### ○27番（石崎たか子君）

この齋場問題には、最初から業者の方がかかわっておられました。

土地を決めるときにその会社の社長が「私とあと2人で土地を見て回った」と、私自身聞いております。名前を上げてよろしいが、お一人はようまとめられないと言われ、違うところになったとも言われました。その間、土地選定など当局は何をしていたのでしょうか。

平成20年度予算には、斎場関係で土地購入費など5億8,000万余りも計上されております。特別委員会においては、機械と建物はみんな持ち出しということでも話し合われております。また、市としてそういう建物を建てて、負担して維持管理をしていくことは難しいとも述べられておいて、希望者すべてが使用できるわけでもないという意見もありました。全くセレモニーホールの取り合いにもなりかねない施設にもなります。民間のセレモニーホールの方々や寺院のお庫裏様方の動揺も聞いております。

市長はそれらをどのように対応していかれるのか、お尋ねいたします。

### ○市長（八木忠男君）

セレモニーホールの件であります。これ最初に説明したかもしれませんが、地元の方さんの要望など、あるいは地権者の皆さんの要望などもあったわけでございまして、セレモニーホールの利用については、先進地、おおよそ最近の斎苑建設については8割から9割が併設になっているわけでありまして、それは社会状況、あるいは生活環境の変化で核家族というような状況でありまして、私どももそうした点も考慮しながら進めているわけでございます。

ある佐屋の西保町の方も、せんだって津島愛昇殿で葬儀をなされました。また、ある佐屋の方の場合は蟹江でなされました。そういう状況の方にお聞きしますと、利用したいなあという御意見もあるわけでありまして、それぞれお考えはいろいろあるかと思えますけれども、私どもの判断として、今のセレモニーホール併設で考えてまいりたいということでございます。

### ○27番（石崎たか子君）

私は、前の議会でも申し上げました。裕福な、財政基金がいっぱいあるところならば、本当に立派に、見ていただいた安城、関も立派でございました。でも今の経済を考えるとということで、今、必要なものだけではないだろうかということで、市民の方からですが、二部屋多分つくられる予定からみると、そのセレモニーホール、もしタッチの差でとれなかった場合にも、市の公平・公正な理念から、補助金なり相当額を出されるのかということでも尋ねられております。

例えば、この炉についてでございますが、特別委員会では津島市との絡みの話が出ておりました。愛西市のみで合併特例債を受け、建設した後に受け入れる。全市的にそんなことを初めから議論してしゃべる必要がない。そこの地域の人にきちっと説明すればよいということが載っておりました。

去る2日の日光橋開通式典の折、津島市では壊れかけた火葬場のことは何か協議されていないのかということ津島市議会議員に尋ねました。「黒煙も出ているのに何の話も出ていない。ただ市民病院のことだけです。変ですね」ということでございました。愛西市としては特別委員会の、後から使わせるようなことということなのか、その辺のことは津島市の方には伝えてあるのか、お尋ねいたします。

## ○市長（八木忠男君）

その点につきましても、今ちょっと御意見の内容を皆さん方にお示しして、回答として津島の方へ、要望としてあった内容についてはお示しをしているわけでありますので、おっしゃっていただいたような内容ではございません。私どもは特例債も当然この施設には使いますし、私どもとして単独で進めるという答えを要望の答えとして届けてありますので、御理解いただきたいと思います。

## ○27番（石崎たか子君）

私の説明が悪かったんだと思いますが、絶対使わせないのか、特例債でつくってから、後は使わせるよというようなニュアンスの議事録を読んだわけですが、今後的にもそれは絶対、4基ですと津島市さんは後から入れることもできないかと思います。でも、後で近所の人にちょっと言えばいいというような議事録を見ておきますと、少し不安になっておりましたのでこの質問をいたしました。

でももしこのまま進んで、後から、はい、入れてあげるよということになったとしたならば、買収予定地の2万3,337平方メートルのうちの道路周囲を額縁道路といっておりますが、農振除外、手続逃れということをおっしゃる方がおられますのと、あわせて住民の方を無視したということになりますので、その事実を聞いたわけでございます。

最後に、斎苑の運営方式や維持管理についてお尋ねをしたいと思います。

維持管理については、平成7年度の例から5,000万円を上げておられますが、今は平成19年度でございますので12年も前ですが、本当にこの費用で済みますか。セレモニーホールも最初から委員会においてもきちんとした理由があったわけじゃない。カモフラージュ的にかホテルのようとかという意見、議事録にも載っておりました。でも今、西保団地の皆様のお気持ちは、どこかへ移動してほしいということだと思いますけれども、もし自分のところだったら、いても立ってもいられない気持ちでございます。

昨年12月20日付で市長に申し入れをされたようでございます。これは佐織の知人から、市長は受け取っていないことがわかりました。全くおかしなことばかりでございます。市長は市民の生の声を聞かれたことがあるでしょうか。

20年度予算が、去る2月28日、新聞紙上に掲載されました。丸円で示されておりました。それ以後、私どもの周りでは大変な反応でございます。平成20年度予算においても、財政調整基金を15億3,300万余り取り崩し、市債は43.6%の大幅増の18億7,000万円余。2008年度末には基金残高は約18億円。市債残高は268億円。

市長、施政方針でも述べておりました「入るをはかりて出るを制す」は言われた言葉でございますが、市民の反響として、今後の愛西市はどうなるのか、本当に心配の声で、ただでさえ夕張市のようにと言われておりますのに、ますます住民の不安を募らせています。

以前、春日井市で平成20年度の1年間、30代の職員を夕張市へ1名派遣する旨発表されております。もちろん、春日井市が給料を支払われてことでございます。愛西市も、夕張市民がこれから17年も借金を返済していかなければならない、その大変さを味わってほしいという意見

もございました。自主財源もどの市よりも低い52.7%の中、箱物行政の失敗をるる聞いておられるのに、セレモニーホールまで併設されるのか。ぜひもう一度市民の真摯な気持ちを受けとめ、住民の気持ちを逆なでしないようにしていただきたい。一度凍結される勇気も持ってほしいと願っております。あくまで住民の目線で、必要な施設のみを公明正大に建設されることを願っておりますが、最後にもう一度、セレモニーホールまで併設されるのか、市長にお尋ねして質問を終わります。

**○市長（八木忠男君）**

お答えをいたします。

今まで申し上げてきました内容でもって進めたいと考えております。財政面のこともおっしゃっていただきました。まさにそういうことで、2町2村が将来に向けて力を蓄えながら協力してということで合併が成立したわけであります。今、単独で残っていたらどうかなあと、それぞれ思いはあるわけでありますが、もうそうしたことを言っておれませんし、将来、次の世代に向けて、私どもは極力その施策において、建設に当たれば建設料を抑えるべく努力はしてまいりますけれども、必要な部分は、児童館にしる、あるいは支援センターにしる、皆さん方に御説明申し上げ、御理解を得て進めてきているところであります。

今後とも、いろんな場面場面で、また皆さん方に御相談申し上げながら当然進めていくわけでありますので、御意見も承って進めてまいりたいと思っております。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで27番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位2番の4番・日永貴章議員の質問を許します。

**○4番（日永貴章君）**

通告に従って、組織・機構見直しの考え方について質問させていただきます。

組織・機構見直しについては、以前、議員の全員協議会の中でも平成21年4月までに実施したい。その前段階として、早急に行政課題への対応に必要な一部組織の見直しを平成20年、本年4月実施することが発表され、さらに先月、2月の広報「あいさい」にも記載されました。これら見直しに対しては、今後市の運営上大変重要な問題でありますし、基本となってくる事項であると考えます。

しかしながら、説明のあった基本方針の、市民の方にわかりやすく、簡素・合理的な組織・機構にするための見直しには、具体的な方向性がなかなか見えてこない気がいたします。

そこで、本年4月より見直される職員の人事管理、人材育成、給与などに係る部署の拡充、行政改革の推進と検討・検証を実施するための部署の拡充、これら二つの部署について、現在

の状況とこの4月からどのように拡充されるのか、どのような効果があるのか、できればわかりやすく示していただきたいと思います。また、多くの住民の方々が直接関係してくると思われる保健センターを含む健康推進課の移設などの見直しについて、保健センター機能や保育士の活動内容の現状と、見直し後どのような効果や変化があるのか、これもわかりやすく示していただきたいと思います。

2点目に、若干先ほどの質問と重複するとは思いますが、4月からの見直しで職員の人事管理、人材育成、給与などに係る部署の拡充ですが、今回、この拡充によって職員の方々には具体的にどのような影響が出るのか。また、現在このことについてどのような対応をしているのか、示していただきたいと思います。

また、若干追加になるとは思いますが、以前にも説明があったかと思いますが、県からの派遣職員の方の協力を得ながら、職員の方々の人事を含む給与関係の統一作業が進められていると思いますが、現在、具体的にどのような進捗状況で、今後どのような作業工程で、いつごろまでに作業が終了するのか、あわせて教えていただきたいと思います。

答弁の方は、ゆっくりわかりやすく求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、まず現在の考え方でございますが、議員おっしゃっていただいたようなことは基本と私どもは考えております。

現在の考え方は、庁舎が四つ、これは4庁舎と出張所という形で愛西市は進んでまいりました。職員の数としては、他の同規模の市と、やや少ない部分もあるというところですが、そんなに私どもの方が上回っているわけでもなく、同じような規模だというふうに思っております。ただ分庁舎がために窓口といいますか、総合支所に相当人を割いていることは御承知かと思えます。ここの部分で私どもとしてはどうするのかと、それが去年のそれぞれの部長クラスのところのヒアリングを行ってまいりました。私どもとしては、職員のそれぞれの専門的知識を有する職員の育成ということを踏まえますと、それぞれ本課機能の充実ということに進めなければならぬというふうに思っております。この4月には市民税課と資産税課を統一して税務課と、それから保健センターは今述べられたとおりです。

人事管理、そして行政改革、ここは現在私どもとしては相当規模のものというふうにとらえられるかもしれませんが、若干の職員の増ということで、てこ入れということを得ません。後ほども触れる場合もあるかもしれませんが、この20年3月31日に、実は退職する職員は19名ございます。定年退職が14人、願いによる者が5人と。採用は、実は10人しか採っておりません。去年の4月以降をプラスしますと二十三、四人の退職だったと思いますが、そういう状況でございます。そういう中でやりくりをせざるを得ない、今の職員配置になるかと思えます。ということは、どうしてもやはり無理がある組織に今なっているというふうに私どもは考えております。

保健センターの部分の職員の状況といいますか、この4月以降の状況、その活動状況においては、保健部長からまた御説明を申し上げます。

今1点ありました人事組織は、当然、私どもとして大幅な見直しをこの4月以降のところであることを考えております。そのたたきも現下私どもの総務の方では持っております。その一部として、今この4月に部分的な手直しと申しますか、見直しをしたということでございます。

給与、給料のところ、職においても給料においても、4町村の以前のをそのまま引き継いでおことは御承知のことかと思っております。その中で、昇給・昇格の取り扱いの違いということで、職員間に若干の差異があるということは私どもとして、この分析の中からわかっております。

これは今、私どもへ県の方がお見えになってから2年間になります。その2年間の間にやっていただいたことは、職員の昇給等の経過の分析、そして組織の見直しに関する意見の原案に携わっていただいております。基本的に私どもは、20年4月において一度にその調整ということは不可能でございますので、20年4月の中で調整できる若手のところを調整にかかるということを確認しております。その後、21年度に向けては、若手を除いた部分において再度やる。ただし、ここにおいては人事評価も含めて考えますので、初任給、昇格基準という規則がございますけど、そういう昇格の一つの流れではなくて、それプラスその人物の評価を管理職が的確にして、それに値するものかどうかと、そういう見きわめもした後、人事担当の方へ具申をしていただいてその判断をするということになろうかと思っております。

私どもとしてはできる限り、ただし職員はすべて自分のことが調整の対象になるという考えを持っているかもしれませんが、決してそうではありませんので、調整の対象にならない、つまり愛西市としての一つの基本的なモデルから上下にあるということは事実でございますので、対象になる方とならない方ということは、今後の全職員の中で出てくるということでございます。以上、私の方からお答えしました。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から保健センターの見直しについて御説明を申し上げたいと思っております。

まず平成19年度、本年度現在実施をいたしております事業について述べさせていただきます。

19年度につきましては、まず検診業務ですが、がん検診、骨粗しょう症の検診、成人歯科の健診、母子健康手帳の交付、育児相談としてのすくすく広場、その健診後とそれ以外の一般の方が相談にお見えになります健康相談、そしてポリオワクチンの、予防接種の関係ですが、投与、三種混合の予防接種事業がございます。ちなみに、八開センターにおきましては、予防接種事業は本年度も実施はいたしておりません。

20年度からの予定でございますが、この事業の中におきまして、今申し上げました中でがん検診、骨粗しょう症の検診、成人歯科健診は、19年度と同様に実施をしております。その他の事業につきましては、佐屋の保健センター並びに佐織の保健センターで今後実施をしてみたいと考えております。地区の市民の利便性を考慮いたしまして、必要に応じまして保健指導を十分にした中で投入をしたサービスを進めてみたいと思っております。

ちなみに、合併をいたしましてから3年を経過する中ではございますが、この4保健センターと現在佐織庁舎の中にごございます健康推進課の5ヵ所のところに保健師等が分散で配置をさ



れております。そうした中におきまして、今回の2局にする案が出てまいったわけですが、一つ目といたしまして、保健師が事業のある各保険センターへ移動をいたしまして、保健指導の保健事業を実施して、かつ保健センター事務の対応もしなければいけないといったようなことで、今現在あるわけですが、そうした保健師を見込んでの事業運営は大変時間的にも人的にも、経費面でも効率が悪いわけございまして、本来の保健師業務が十分発揮できていないといったような状況でございます。そうしたことによりまして、今後、保健事業を行うに当たりまして、各保健センター職員間の連絡調整に多くの時間を要しておりましたという課題がございます。

それで、こうしたことを踏まえまして、行政改革本部会議から、佐屋の保健センター、そして佐織の保健センターの2カ所への施設の統合という御提案がされました。それで、保健活動や職員間の連絡調整を図れるような、効率的かつ効果的な事業展開ができることがこの本部会議で提案されたものと思っております、この方針に従いまして、公共施設の効率的な運用方法に重点を置きまして、担当課といたしましても施設の統合によって保健活動や職員間の連絡調整が十分図られ、より効率的な効果が上がる事業が展開をできるものと判断をいたしましたわけでございます。

それと、平成20年度からは特定健診等新しい事業も始まってまいりますので、担当をいたします保険年金課及び保健師さんたちのそれぞれの御協力をいただく中で、よりよい事業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございました。では、順次再質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、保健センターの今回の件でございますが、具体的にどうしてというところについては、受ける方ではなく行政側、保健師さんとか、あと事務効率的という言葉がよく今お話の中にありましたが、受けられる方の意見とか、そういうものの集約はしてみえるでしょうか。まずお聞きいたします。

#### ○健康推進課長（山田重夫君）

経緯で、まず予防接種で分析をしたところ、八開保健センターではポリオは19年度は実施していませんが、立田の保健センターでまず19年度の実績で、今分析中ですが、1割も全体の摂取の立田地区の方がお見えになっていない。と申しますのは、一つは、予防接種だけの話ですが、3ヵ月から約1年半の間に予防接種事業としてポリオとBCG、そしてMRワクチンと、もう一つ三種混合ですね。この四つを効率的にやるというふうになると、親御さんがやはり回数が少ない会場で間隔的にやるという選択で、佐屋、佐織の保健センターを利用されているという実績が、18年度からそういうところが見られました。

そこで18年度から19年度は、まず18年の12月に議員さんをお願いしたのは、19年度は八開の保健センターで予防接種は効率が悪いから廃止しますというふうに御承認もいただいて、19年度実施をしましたが、他の健康相談もやはり今の実態の通常見える以外の、急にこういう症状が出たから相談したいといった、窓口で近いところの保健センターを利用される方の数名もい

らっしゃいます。そのときにタイミングよく保健師がいればいいんですが、いない場合は、例えば一般職の所長がいますと、保健師がただいまいませんので、お名前とお電話をお聞きして後日電話でまず調整して、内容と御相談ということ連絡を差し上げるという形が、八開と立田にも対応ができていくかという話になりますと、できているという。悪い条件、ちょっとまずかったという話、対応が悪いという話もないですし、今後、この方法がやれるかやれないかという判断なんですよ。だから、効率ばかりいって、行政側がというふうに言われるのは事実なんですけど、やはり3年経過して実際4年目以降もこのままやっていたらいいのかと。先ほど部長から申しあげましたように、合併した意義として、愛西市として地形的に広いですが、保健師がまず動く、職員が動くという対応を4年目以降やれる方法を選択したということですので、よろしくをお願いします。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

私は、別に悪いといいとも何とも言うておりませんが、ただ単に受ける方の意見を聞いたのかという質問をさせていただいたわけですので、意見を聞いたのか、聞いていないのか、まずお答えください。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今の議員の御質問ですが、市民の皆さん方のアンケートですとか、御意見を直接承ってはおりません。

今、担当課長が申しあげましたように、今回の行革についての方針に従って、我々は現状精査をしたということですので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

#### ○4番（日永貴章君）

はい、わかりました。

じゃあ、それぞれ全体でこれから立田、八開の保健センターでは、先ほど部長さん、最初の答弁ですくすく教室、健康診断、予防接種、母子健康手帳交付がこれからは行われないうことですが、それぞれの受診率、ちょっと教えていただきたいと思います。19年度の受診率を教えてください。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、19年度だけでよろしいでしょうか。

〔「はい」と4番議員の声あり〕

じゃあそれぞれの保健センターごとに申し上げたいと思います。

まずがん検診と骨粗しょう症の検診の佐屋の受診者でございますが、2,859人でございます。佐織が2,634人、立田が1,950人、八開においては1,164人でございます。

次に成人歯科健診、19年度、佐屋が301人、佐織が284人、立田が238人、八開が197人。母子健康手帳の交付でございますが、佐屋176人、佐織134人、立田42人、八開15人。そして、すくすく広場でございますが、佐屋の保健センター282人、佐織258人、立田52人、八開86人。そして、健康相談でございますが、佐屋が全体で123人、佐織が287人、立田においては31人、八開

の保健センターにおいては6人と。あと予防接種でございますが、19年度予防接種を、先ほど申し上げました、ポリオ、三種混合、BCGといったもの、合計いたしまして、佐屋の保健センターでは1,543人、佐織の保健センターにおいては1,097人、立田の保健センターにおいては236人といった方が受診をいただいております。八開センターにおいては実施をいたしておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○4番（日永貴章君）

ありがとうございました。

今のそれぞれ受けられた方は、受診率という、受けてほしい方が受けていただいた割合でいくと、どれぐらいかというのは把握されているでしょうか。

○健康推進課長（山田重夫君）

先ほど申し上げました4センターごとの種類ごとの割合を。

〔「全体でいいです」と4番議員の声あり〕

全体と、それぞれ申し上げないといかんですが、よろしいですか。

○4番（日永貴章君）

今、それぞれ数字を言っていたいたんですが、全体で合計すれば数字出ますよね。全体で結構ですので、受けてほしい方から受けていただいた方の割合は幾つか把握してみえますかという質問です。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

私が今、日永議員の御質問で理解をいたしましたのは、今私が申し上げた受診者に対して、対象者がどれだけあるかといった全体の割合をお聞きだというふうに判断をいたしました。

それで、大変その点について申し上げにくいわけなんです、対象者を何歳から何歳までの方と、全体を仮に市民の皆さん方の対象枠を決めたといたしましても、その方々がすべてこの検診に該当する方かどうかというのを一部つかみにくい部分がございますので、そのままストレートにその対象者が何名で、何%であるかという部分についての御質問にちょっとお答えしにくい部分かなあというふうに思いますので、今その部分をお答えすることは多分できませんので、もしそこのところまで踏み込んで一度検証をするということになれば、少しお時間をいただいて、また保健師等にその部分を拾い出ささせていただくということしかないのではないかなあというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○4番（日永貴章君）

受診率はすぐ出ないということですが、総合計画の方にも受診率のアップをしていきたいということがはっきりと明記されておりますが、今回の保健センターでの事業のいろいろな変更によって受診率アップにはつながる変更なのか、この保健センターでの事業それぞれ変わることによって、受ける方にどのように周知して、出ていない、わからないと言われる受診率をどのように把握していくのか、その1点をお聞きいたしたいと思います。

○健康推進課長（山田重夫君）

受診率向上という御質問です。

まず19年度から20年度の大きな違いは、特定健診の周知方法が変わりますので、19年度は基本健康診査が入った、セットにした通知でした。それも各戸配付。4月1日に標準を合わせて20年度は広報と一緒に成人事業で主にごん検診を主体としたPRをいたします。2センターについての受診率は、18と19の受診率のまずごん検診で申し上げますと、それぞれ微増で受診率が上がっております。

この受診率というのは、向上の目安というのは、前回の結果の例えば15%であれば16%台に上がったかどうかの目安ができますので、そういった対象者は、先ほど部長から申し上げたのは、対象者でまず固定はしているんだけど、対象とする取り扱いを、対象者の把握をもっと精査して細かく分析したやり方でやろうと思っているんですが、17、18、19の結果としては、受診率は向上しています。やり方をもっともっと工夫して受診率の向上には努めていきたいという考えでおります。以上です。

#### ○4番（日永貴章君）

この保健事業は、医療費抑制の役目も十分果たしていく上で大変重要なものであると思いますので、できるだけ多くの方に知っていただいて、受けられる方には受けていただいて、その後心身ともに健康で過ごしていただくためにも、ぜひいろいろな方法でPRしていただいて、事業を進めていかなければならない、そう私は思っております。この立田、八開の保健センターから一部事業が、今度、佐屋、佐織さんの方が変わるということで、このPRの仕方も、今の時点でも多分対象者のうち本来であれば100%受けていただくために努力していかなければならないのを、保健センターが変わることによって、やはり足の便とかいろいろな面で受ける方が少なくなる、足が遠のいてしまう方もみえると思いますので、PRを一生懸命やっていただきたいと思ひますし、今この広報で出た部分と毎年出ている予防の案内だけでは、なかなか今まで以上のことは得られないと思ひますので、広報の仕方を一度検討していただきたいと思ひますけれども、このあたりどうお考えでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

市民の皆さん方への周知でございますが、今までは広報も載せ、そしてホームページにも掲載をいたしておりますが、また来年度といひますか、20年度からは新たにホームページの内容についても充実させていただいた中で、皆さん方にごらんをいただいて周知をしていきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○4番（日永貴章君）

ぜひ、行政のやりやすいために、保健センター、保健事業がこういうふうになったと言われないうちに、周知徹底していただいて、少しでも多くの方に受診していただいて、医療費抑制にもつなげていただきたいと思ひますので、どうぞこの点はよく理解していただきたいと思ひます。

では、次に移らせていただきます。

先ほど総務部長さんから御答弁いただきましたが、具体的に、今回、市民税課と資産税課が統合されるということなんですが、実際、市民の方にどのような影響が出るとか、そういうこ

との検証というか、シミュレーションをしてみえれば教えていただきたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

議員御承知のように、市民税課、そして資産税課、隣同士であります。これは合併当初から、本来は税というものは一体の中でやるべきものだったというふうに考えております。

隣同士でおって、今、別々の仕事をしています。ただ、一つにすることによって、忙しいときといいますか、もちろんやっちはおりますけど、申告等のことにおいても当然両方の税、市税すべてをそれぞれが理解をするということも、私どもとしては必要だろうと思っております。

市民の方には、同じ場所で、同じグループが一つに統合されるというだけでございますので、決して御迷惑をかけるものではないというふうには思っております。以上でございます。

○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

固定資産の問題もありましたので、税金のことはしっかり考えていただいて、担当、それぞれ職員の方、課の方が一体となって、一個人が一生懸命ではいけませんので、全員でカバーしてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、行政改革の推進、検証という部署を拡充ということですが、これについても何か、どのように、具体的に変わるということがあれば教えていただきたいと思います。

○総務部長（中野正三君）

具体的にということですが、今、行革、そして私どもとして行革の中にすべて総務の方と連動する部分もあろうかと思っております。それは組織の見直しもそうですし、補助金の見直しもそうだと思います。これは全体の中です。

そういう中で、その扱う職員を今担当課長という形で一人しか配置がされておられません。このやり方が、企画課の中で一体となってやっておってくれますけど、それを補う意味で配置をしたい。抜本的な考え方においては、来年度、といいますのは21年4月にもって全体の中で見直したい。

ただ、そこに持っていくまでにおくれてはなりません。人事のこともそうですし、行政改革も後追いではいけませんので、てこ入れという意味合いで充実といいますか、補強をさせていただくという考え方でございます。

○4番（日永貴章君）

はい、ありがとうございます。

行政改革の面ではいろいろ市長も公約で言ってみえますので、ぜひ早急に詰めて、これからどんどんそれぞれ総合計画など進めていかれると思っておりますので、検証していただく部署は大変重要になると思っておりますので、ぜひ充実した部署をつくっていただきたいと思います。

あと人事管理、人材育成の件なんですけど、合併した当初からこの件は多分言われていた問題だと思いますけれど、今回この4月にやると。拡充するということは、今まで調整続けてきたことを踏まえてやらなければ、こういう拡充をしなければいけないと思われてやられるのか、これから愛西市として一本の人事管理などをしていきたいというためにやられるのか、まず

どちらなんでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

議員、かつての4町村の総務課の布陣という人数は御存じだろうと思います。今の総務の中では、実際には当時の財政と消防団の担当の職員が抜け、あとは人事、それから庁舎管理、総代さんの関係、そして防災等もやっております。その全体の人数を、実は私どもとしては、市役所の総務の人数というのはあまり当時の町の総務課の職員の人数とは実際には変わっておりません。

その中で、この2年間において人事記録の分析をずうっと続けてまいりました。そして、それに合わせて、今3年を過ぎようとしておりますけど、他市との整合性の中で、つまり四つの庁舎をそのまま当面はやらなきゃならんと思いますけど、その中で職員をまた減らしていく中で、どういう形の組織づくりが要るのかという形の原案を、昨年秋にはそれぞれまとめました。

ただ今年度、その人事の職員の処遇といいますか、そこらにおいては踏み込んだものを20年度の手前でやる。そして、その後のことにおいて、全体においては21年度までに皆さんすべてできるとは、僕は考えられません。ということは、今までの影響がありますので、1年、2年では、職員の対応というものはなかなか難しいとは思いますが。そうなれば、ある一定の期間のシミュレーションでもって対応せざるを得ないということは考えております。それを今この1年の間に人事評価も組織も、そして今申し上げたようなこともやり抜くという考え方でございます。

○4番（日永貴章君）

この4月で若手職員の方の調整が何とかできそうだと。来年の4月ぐらいを中心に、ほかの職員の調整ができたらいいなあというようなお考えだと思うんですが、今までこの3年間いろんな研究をされて、苦勞されて進めてこられたと思いますが、今後、先ほども部長さんシミュレーションと言われましたが、どのような段階を踏まえて職員の方々に、それぞれの本人さん含めてどのように調整をしたということを知りたくて、どのような経緯で段階を踏んでやられるのか、わかればお答えいただきたいと思っております。

○総務部長（中野正三君）

その中で、当然皆さん自分の位置関係というものを、ある程度御存じかもしれませんが、御存じない方があると思っております。

全体の流す部分と、そして影響が大きい方というのはまた別の形で、お一人ずつで話を伝えたいというふうには考えております。だから、対象者といいますか、あなたは外れたよとか、そういう話はするつもりは現在ありません。ただ、基本的な考えを伝えて、影響が大きい方のみ伝えたいということは思っております。

○4番（日永貴章君）

やはり仕事をする中で、何か得るものがなければなかなかやる気の出る人と出ない人という、何に求めるかということもあると思っておりますけれども、こういった直接関係してくる昇給・昇格というものはきちんと市の方針というものを、どのような段階でやっていくのかということ

示していただくことが、職員の方それぞれモチベーションが上がる一つでもあると思いますので、一人ひとりのことはまた別として、職員の方全体にこういうような形でやっていきますということはぜひ発表された方がいいと私自身はと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

今、私が申し上げたのは、決して一部の人間に伝えるという考え方ではございません。

全体の考え方を伝えた後、影響の大きい方についてはそれぞれ話を個々にしたいという考え方を申し上げたということでございます。

**○4番（日永貴章君）**

愛西市合併して4年目に入るわけですので、早急にやはりその辺きちっと職員の方々一人ひとりに伝えていただいて、いい仕事をしていただけるように、調整していただくようにぜひお願いしたいと思います。

あと、ちょっと戻るんですが、今までこの3年間、どのようなことで一番苦勞されたかということ、もしお聞かせ願えればありがたいと思うんですが。

**○総務部長（中野正三君）**

過去4町村の人事記録というものはそれぞれ紙ベースであって、合併直前といいますか、合併までの間にコンピューターに各町村が移しかえた。その記録は給与担当のみがコンピューターに入り込めるという状況下に今なっております。

それで、私ども苦勞したというのは、実際に後先の話になるかと思いますが、市の職員、昨年春には消防署の職員さんが市に入られました。今回、消防署の職員さんを含めて10の方が入られます。今後、初任給、昇格基準というのが愛西市なりにつくらないと、今までいてくれた職員さんたちとのそごが出るということでございます。

一番苦勞したのは、具体的に、例えば昇給短縮等がやってあるわけなんですけど、それが果たして特別昇給なのかどうか。当時の一つの町村を見ますと、やられるたびにその方の人事担当の職員の感覚が違うといいますか、そのやり方が一つの考え方に基づいてやられているわけではないんです。その辺の分析に手間取ったということでございますが。

**○4番（日永貴章君）**

ありがとうございました。

最後になりますけれども、現在、愛西市でも個人情報取り扱いについて、いろいろ問題とか話題になっておりますが、今、総務部長さんも、それぞれ旧4町村では履歴、経歴、あと決裁も多分あると思うんですが、これらの人事関係の書類というのはどのように管理、保管されているのか、御質問いたします。

**○総務部長（中野正三君）**

今、コンピューターといいますか、給与というか、人事記録の新市になってからのことは御説明申し上げたとおりでございます。

合併前のものは、私ども総務が引き継いでおります。それは施錠をして、総務の者しか見られないと。総務の者というのは、人事を担当する職員しか過去の履歴は見られないと。履歴書

といたしますか、履歴書ばかりじゃないですけど、そういうものは見られないという形にはなっておりますが。

○4番（日永貴章君）

じゃあ、過去退職された方も含めて、全員分の昇格、昇給の履歴とか、決裁書類も含めて、全員分を今総務の方でしっかり情報管理されているということによろしいですね。

○総務部長（中野正三君）

17年の3月31日までの人事履歴というのは、コンピューターに入っておりません。17年3月31日で退職された方は人事記録には入っておりません。それはあくまで紙ベースです。4月1日に在職してみえた方がコンピューターに入っています。それは紙ベースのものから移行したということでございます。

確かに共済の年金等の問い合わせ、60なり65になって、過去に在籍してみえた方の問い合わせ等もあります。ただ部分的に、そのものが本当に戦前、戦後、戦中から来ている部分においては、当時の恩給組合の関係においては一部わからないところがあります。共済組合は昭和37年から出ております。その関係の書類としては共済組合自体も持っております。私どもとしても、あると確認しておりますが、それ以前の恩給組合等においては、当時の役場でもなかったというふうには思っております。

○4番（日永貴章君）

確認ですが、昭和37年以降は全部あるということの理解でよろしいでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

全部私が全員確認したわけではないものですから、申しわけございませんけど、私はそういうふうに理解はしておりますが。

○4番（日永貴章君）

確認できないと言われましても、今、私が思うのは、やっぱり個人情報でいろいろ問題があったものですから、もしそういった漏えいとか、出てきたということがあったらまた同じような問題になりますので、ちゃんとありますかと。責任持てませんという答弁だと非常に僕も困るんですけども、旧4町村から引き継がれて、合併したときのそれぞれ引き継ぎで確認はすべてされているのか、されていないのか。あるのか、ないのか、この1点だけです。

○総務部長（中野正三君）

申しわけございませんけど、いまだに各庁舎にそれぞれの人事記録が残っている部分があります。それは旧の町村の施錠のされる倉庫の中に、一部過去のものが残っているということは考えられます。以上でございます。

○4番（日永貴章君）

そうすると、一括で総務で管理しているわけではないということですかね、今の答弁だと。それぞれの四つの庁舎の倉庫にあるものもあると思うということは。全部一括でやはり今愛西市になったわけですから、その辺の個人情報が漏れたときに、あそこにあったのが漏れたとか、こうだあだということではなくて、愛西市としてしっかり管理して、全員の分、今あると、



総務が管理していますと言っただけならば結構なんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

申しわけございません。

今、私が知り得る限り、平成の半ばぐらいのところからここへ移ってきている部分もあります。それ以前のところは、それぞれの総合支所の中で管理をしている部分もあります。だからその辺は、これすべて愛西市の書類全体がそういう形で、過去の庁舎の中で保存されている部分があります。統一的な、当然必要かと。これは人事記録ばかりではございません。すべてのところ、例えばこの庁舎には福祉部門のものもありますし、建設部門のものもあります。おっしゃること、そのとおりでございますので、全体の中で私どもとして集約してまいりたいというふうに考えます。

○4番（日永貴章君）

最後ですが、この人事記録、職員の方もやはり一人ひとり個人情報というものがありますので、すべての方の職員、今現在おられる方はすべての方あるということを総務部長さん言われましたので、ぜひそれも含め、あと過去の方々、それぞれどこにあるかわからないということではなく、しっかり一度調査していただいて、どこにあるか確実にわかるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いして質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これで4番議員の質問を終わります。

続けていきます。

次に、通告順位3番の12番・八木一議員の質問を許します。

○12番（八木 一君）

3点ほど質問をいたします。

土地開発公社に対する未払い金について、2番、入札制度について、3番、臨時職員の雇用についてであります。

それでは1番から行きます。土地開発公社に対する未払い金についてであります。

財政状況の悪化などを理由に、地方自治体が代金を支払わないまま土地開発公社が先行取得した土地を道路や公園などに利用するケースが相次ぎ、昨年3月末時点の未払い金総額は愛知県が全国で最多など、全都道府県で計299公社約4,105億円に上ることが、2月20日、総務省の資料でわかった。

土地開発公社は、自治体の100%出資で運営され、自治体の依頼によって金融機関から資金を借りて公用地を取得。本来は自治体が事業開始時に買い取り、その代金で公社が借入金を返済する仕組みであります。自治体が未払いだと、公社の返済がおくれ、その分利子負担がふえる。増加分は自治体の支払い額に加算されるため、最終的には住民負担がかさむことになる。

そこで、当市における土地開発公社が保有する土地は何平方メートルあり、金額はいかほどであるかをお伺いいたします。

また、海部津島土地開発公社についての利用状況は、他市町村ではどうか。また当市の利用

及び今後の利用計画についてをお伺いいたします。

次、入札制度についてであります。

昨年、副市長より本年1年を一般競争入札を勉強、検討したいとの発言をされておられますが、その後どのように検討されたのかお尋ねをいたします。

2番、平成18年度の指名競争入札の工事種別件数、落札率及び平成19年12月末時点での指名競争入札の工事種別件数、落札率はいかほどであったか。また、随意契約の18年度分、19年12月時点分での種別ごとに、工事種別、物品購入、委託料、委託などはいかほどであったのか。また、随契は年平均、また平均予定価格に対して何%ぐらいで契約されておられるのか。

次、3番です。臨時職員の雇用について。

全国の非正規雇用は、総務省の労働力調査、昨年の7-9月で1,700万人を上回り、雇用全体の3割を超すという記事がありました。平成19年4月1日時点での当市には何人が在籍し、また正職員に対する割合は何%であったのか。また、勤続年数平均で、最短、最長及び賃金は幾らであるのか。

2番、本年3月末退職者の就労について、前回は質問をいたしましたが、再度お伺いをいたします。

それでは、壇上を終わります。

#### ○企画部長（石原 光君）

それではまず最初に、土地開発公社の関係で2点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず海部津島土地開発公社につきましては、いわゆる公共用地、あるいは公共用地等の取得、管理、処分等を行うことによりまして、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に、平成3年5月27日、当時、海部津島13市町村が共同して設立がされた公社でございます。そして、その後合併により3市5町1村となりましたが、引き続き存続運営がされております。

それで、まず18年度の決算の状況から申し上げます。18年度決算における海部津島土地開発公社の保有面積につきましては、2,653.04平米です。金額に置きかえますと4億6,528万4,787円という決算状況になっております。18年度、愛西市の公社を利用した計画はございません。ちなみに、18年度につきましては、津島市、七宝町、蟹江町がこの公社を利用されているという状況でございます。

それから、続きまして2点目の、市及び他市町村の利用状況はという御質問でございますけれども、18年度の関係につきましては、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。

それで、愛西市におきましては、合併後、先ほど申し上げましたように18年度は利用してございませんが、平成19年度より、これは勝幡駅前開発に伴う用地取得といたしまして、用地取得について利用をしていると。それで、平成20年、19年度になりますけれども、2月26日現在で取得面積が1,925.42平米、金額にいたしまして3億1,214万1,309円という状況になっております。

それで、今後の利用計画はという御質問をいただいておりますけれども、今後の利用計画につきましては、愛西市におきましては、引き続き勝幡駅前開発事業がございますので、その用地取得として公社を活用していくという考えであります。

また、他市町村の状況の関係でございますが、津島市、あるいは弥富市、それから七宝、甚目寺町がこの公社を利用して用地取得をするという予定といたしますか、計画がされております。

続きまして、入札の関係でございますが、先に、申しわけございません。一般競争入札の関係について、副市長さんの方からお答えをさせていただきます。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、お答えさせていただきます。

大きい2点目の、一般競争入札の検討結果はどのようになっているか、その関係でございますけれども、以前にもお答えをしておりますように、国の入札制度の指針だとか、また地方自治法上からも透明性、公平性の高い入札を行っていくには一般競争入札がふさわしいということをおっしゃっておりますので、これに向けまして私どもも導入の準備を整えているという考え方には変わりがございます。

しかしながら、不良な業者だとか不適格な業者の排除をどのようにしていくのかとか、工事の品質確保ができるかどうかだとか、また事務量等の手続上の問題など、まだ心配な面が一部に残っておりますので、引き続き内部で検討しているのが現状でございます。

そうした中で、国の入札制度の指針でもおっしゃるようになりますように、すぐ一般競争入札が実施できないような体制の弱い市町村では、導入がしやすい総合評価方式による公募型の指名競争入札をやるのがいいのではなかろうかということで、私どもも今年度から試行的にそういった入札を実施しているところでございます。

この方式は、単に安価な工事入札ができるということだけではなくて、業者の能力だとか施工実績、工事实績、また技術力、そういったものを相対的に点数評価いたしまして、契約をしていくという方式でございます。ですから、私どもも当面は発注する工事の金額だとか工事の規模に応じまして、この方式を続けていきたいと考えております。ですから、新年度におきましても数件この総合評価方式による公募型の指名競争入札をやりたい、そういった考えでございます。以上。

#### ○企画部長（石原 光君）

2点目の18年度、19年度、指名競争入札、あるいは随意契約のそれぞれの実績ということでお受けしましたけれども、これ一つ議員ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、トータルでいかにでしょうか。それぞれ内訳はございますけれども、非常に細かくなっておりますので、トータルでよろしいでしょうか。

〔「トータルでいいです」と12番議員の声あり〕

それでは、まず指名競争入札の関係でございますが、18年度の入札結果におきましては、件数といたしまして182件、契約金額につきましては34億1,647万2,985円です。それでこの入札に対する平均落札率でございますけれども、93.36でございます。続きまして、19年度の指名

競争入札の結果でございますが、件数といたしましては164件、契約金額につきましては29億456万5,860円という結果でございます。平均落札率につきましては96.11でございます。

それから、続きまして随意契約の関係でございますが、18年度の随意契約の結果につきましては、件数といたしまして356件、契約額につきましては4億2,651万1,743円。それから19年度の随意契約の結果でございますが、一応件数といたしまして382件、2億9,998万5,895円という状況でございます。よろしくお願い申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

臨時職員さんの御質問でございます。

私ども臨時職員さん、この19年4月1日現在で204名見えます。そのうち、交通指導員さん、それから教育関係の教育アドバイザー、非常勤講師というのが57名見えます。その除く147名で比較をさせていただきます。ただし、このうちで私ども総務が所管しておりますのは事務、育児休業や予想しない病気休暇、それから突然の退職ということで欠員になった場合に、事務のやりくりができない場合に限って臨時の職員さんをお願いしているものでございます。またそれと時期的なもの、例えば、現在お願いをしておりますけど、申告時期なんかでその資料の整理等、国勢調査だとか、繁忙時期をお願いをしている方も見えます。

一般事務の補助に当たっておみえになりますのは、この時点では14名、事務職ですね。技術系や消防職、技能労務職の方たちを除く人数は333名ですので、正規職員に対する割合は4.2%となるわけでございます。最長は3年というふうになっております。それから処遇でございますが、もちろん時間的なことであれば、その保険の加入等をお願いをしているものでございます。

あと金額でございますが、初年度は750円、以下1年をたつごとに10円のアップということでこの19年度までお願いをしまいましたが、近隣とか他府県等の状況を見ますと、なかなかそういう低いものでは集まりもできませんので、この20年4月から見直しという形で、予算としては800円をベースとするという形で予算のお願いをしております。

それから、御指摘のようにこの3月末をもって私どもの職員、全体では19名、そして定年退職者は先ほども申し上げましたように14名でございます。その方々の再雇用と申しますか、再任用職員云々の話でございますけど、前段でもほかの方のところでも申し上げましたんですが、集中改革プランのこともあって、職員の圧縮をしています。

再任用というのは、臨時職員と違って定数1に入りますので、今、職員を圧縮している中では再任用のところまでまだ至っておりません。今後の課題ということは十分承知しております。以上でございます。

#### ○12番（八木 一君）

はい、ありがとうございました。

土地開発公社をこれからもまだ御利用になられるということではありますが、地価が高騰を続けていたときは、土地を先行取得するということが公社の存在意義がありましたが、地価が鎮静している今日、公社の存在意義はなくなつたと考えますが、公社の今後についてのお考えを

お聞きしたいと思います。

**○用地課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問でございますが、勝幡の駅前広場の用地を取得、公社でさせていただいております理由につきましては、まちづくり交付金制度という補助を受けるために公社で買収をさせていただいて、補助金を受ける時期になりましたらそれを買戻して、それに対する補助金を受けるという目的でございますので、先行取得だとか、そういう意味合いのものとは少し違います。以上です。

**○12番（八木 一君）**

上手に公社さんを使っておみえになるということですね。

それでは、入札の方へ行きます。

今、副市長さんはいろいろ検討結果をお伝えしていただきましたのですが、これは県のことが新聞に載っておりました。06年、07年と段階的に一般競争入札を取り入れ、08年には全面導入と書いてありまして、落札率は確かに下がったと。福島県を例にすれば、06年度に93%だった公共工事の平均落札率が、昨年11月には81%台まで下がった。改革前にはほとんどなかった落札率80%以下の工事も、07年4－9月の半年間で213件に上る。公共事業費の削減につながる一方、業者側からは安ければいいという競争になっている。工事の経費を削って競争に対応するしかないとの声が続出している。県側は、業者の経営が極端に悪化すれば手抜き工事の増加につながりかねないと指摘しております。当面は1,000万未満の工事に限定して、指名競争入札の復活に踏み切ったと。改革の逆行との指摘もありますが、1年間試行し正式導入するかを決めるという。

副市長さん、これにどうお考えでございましょうか。

**○副市長（山田信行君）**

先ほどのお話で、単に安いというだけではその工事の品質性が疑われるというようなこともその新聞に載っておったようです。

そういうことも含めまして、この総合評価方式による工事ではそういった心配が相当部分クリアされるのではなかろうかというふうに思っております。この総合評価方式の関係、全国調査を私どもも調べてみましたところ、全国でもかつては2%であったものが、19年度には24.3%までこちらの方式もふえているということでございますので、私どもも工事の規模だとか内容に応じて、これから一般競争入札だとか、またこの総合評価方式による指名競争入札、単に指名競争入札、そういったものを使い分けながら前進はしていきたいと、そのように考えております。

**○12番（八木 一君）**

それでは、例えば昨年4月11日入札の、消防はしご車についての状況はどうであったかということをお伺いたします。

**○企画部長（石原 光君）**

ただいま御質問の消防はしご車の購入の関係でございますけれども、昨年4月11日に入札を

執行しておりまして、このときの参加業者は2社でございました。それで、この予定価格につきましては1億7,454万5,700円という予定価格を設定しておりまして、落札額につきましては1億7,272万5,000円で、落札率につきまして98.95%という結果になっております。

○12番（八木 一君）

昨年5月16日に西尾市は業者6社で入札を実施、落札率は72%、1億1,900万円。同じく5月31日、山梨県の笛吹市で業者3社で入札実施、落札率75%、1億4,300万円とのことです。もう少し安く買えなかったかしらんと思います。

○消防長（古川一己君）

はしご車の入札でございませけれども、まず国内ではしご車を製造しているメーカーは2社でございませ。よって、いろいろ取次店といいますか、そういうところは他にもあろうかと思ひませけれども、2社の製造業者の指名競争入札ということで私どもの方の入札は執行させていただきます。先ほどの西尾市、山梨県笛吹市の72%、75%と落札率の関係でございませけれども、これにつきましては予定価格等の設定の差異もあろうかと思ひませるので、一概に何%と比較するのはいかなものかと思ひませ。

○12番（八木 一君）

そうすると、この6社、7社の入札をされたということですが、愛西市は2社ということですね。六、七社もこの業者がありますんですかね、これ。

○消防長（古川一己君）

先ほど申し上げましたように、まず消防のポンプ車を製造しているメーカーは国内では20数社あります。それで11社がこの愛西市に入札の参加願、指名願を提出されておひませ、なおかつその中ではしご車だけを見ますと2社になりますので、今回整備を予定いたしましたのがはしご車でございませるので、2社の指名競争入札ということでやらせていただきました。

○12番（八木 一君）

はい、わかりました。

それでは入札について、愛知県におきましては公共工事の電子入札を平成18年10月から試行運用されておひませ。平成20年度より全面実施に向け、平成19年度も段階的に対象範囲も広げられておひませ。

愛西市総合斎苑建設計画は、一般競争入札、公募型指名競争、指名型随意とありますが、ぜひとも電子入札を導入されることを提案したいと思ひませますが、いかがでございませしょうか。

○副市長（山田信行君）

その関係につきましては、まだ私どもこれから基本設計、実施設計を組んでいく段階でございませるので、そういった過程でよく研究をしながら臨んでいきたいと思ひませ。

○12番（八木 一君）

それでは最後になります、再任用の件であります。

津島市と弥富市は、市長が再任用すると述べられておひませるそうですが、当市はどうか、再度お尋ねして終わります。

○総務部長（中野正三君）

先ほど申しあげましたように、集中改革プランの人数を絞ってきております。

今年度、事務職はイコールの数字になっております。そういう中で逆にふやすというようなやり方の職員雇用ということは、私どもとしては現時点では考えておりません。

○議長（佐藤 勇君）

これにて12番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩とさせていただきます。再開は予定どおり13時30分から行います。

午後0時14分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

一般質問、通告順位4番の23番・中村文子議員の質問を許します。

○23番（中村文子君）

午前中の石崎議員と少しバッティングするところがあるかも知れませんが、お許しをいただきたいと思います。

近年、学校教育現場をめぐるトラブルは校内暴力、非行問題、いじめ問題、不登校生徒の増加、給食費未納問題、モンスターペアレント等々、非常に複雑、多岐にわたっております。

給食費未納においては、児童・生徒の100人に1人あると言われておりますが、このうちの6割が経済的理由ではなく、親の規範意識の欠如が原因とされています。

学校給食法が改正されるということですが、3月2日の東海テレビで、千葉県の我孫子市内の小学校の様子が放映されておりましたが、ここでは非常に食育に熱心に取り組んでいる学校で、71家庭、1,092の食卓を7日間にわたってアンケートをとったところ、朝食はロールケーキを三切れとか、おやつのような朝食で済ませておる。そしてまたみそ汁がない、魚がない家庭など、成長過程にある子供たちにとって正しい食生活は子育ての基本であるべきですが、それが欠如すれば子供の発育が侵されます。食生活の変化で、キレる子供、あるいは暴力行為にもつながり、奥歯の乳歯が生えてこない子供がいるそうです。そのように歯にも非常に大きな影響をするという報道がありました。いかに食生活が大事かを改めて知ることができました。

このように、大切な食事をいただける学校給食費の未納問題などは、親の身勝手さ以外の何物でもありません。愛西市では、未納問題は若干あると聞きましたが、未納解消に向けて努力をお願いいたします。

さきの2月14日の全協で、ことしの9月の開講に向けて、適応指導教室要綱案が示されました。適応指導教室の目的は、学校に適応しにくい不登校児が少しでも集団生活になじめるように、場とさまざまな活動の機会を設定し、学校復帰ができることを目的とするとありますが、不登校とする基準は何で決めるのでしょうか。

また、そのときに報告のありました不登校の児童・生徒は、19年12月現在で、小学生4名、中学生51名と聞き、その数の多さに大変驚きましたが、その後、この数の変動はありませんか。

いつごろからこうした不登校がふえ始めたのでしょうか。これだけの数に至るまで、学校や教育委員会ではどのような対策をとってきましたか、お尋ねいたします。

また、適応指導教室の場所を市江コミュニティにした理由と、一部改造して教室にすると思いますが、その規模の程度、受け入れ生徒の予定数、指導教師の人数、そしてまたそれをどのように決めるか、また指導内容などについてお尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の、不登校の基準の関係でございますけれど、これにおきましては、学校嫌いななどの理由といたしまして、年間に30日以上欠席の児童・生徒を不登校というふうに定めております。

2点目の変動はあるかというお尋ねでございますけれど、19年度の12月現在で、せんだっての全員協議会で御報告させていただきました55人でございますが、2月末では61人となっております。6人ふえておるといふことでございます。それから、いつからの増加傾向であるかというお尋ねでございますけれど、市になってからの数字ではございますけれど、毎年増加傾向にあるということで、ちなみに17年度におきましては43名、18年度末におきましては61名、それでことしの2月末というのは61名で、ほぼ現在は昨年と同数でございます。

3点目の、どのように対策をとってきたかというお尋ねの関係でございますけれど、愛西市といたしましては、昨年度から、通常で言われております中1ギャップの克服のために、市内すべての学校におきまして小・中連携教育を呼びかけてまいったところでございます。

具体的には、小学6年生が中学校へ体験入学で部活動を見学したり、また中学校の先生によります出前授業等を受けたりをしております。こうして小学校から中学校へ進級するにつけて、スムーズに進級ができるよう努めておるところでございます。あわせまして、相談活動の充実、とにかくわかる授業づくりを念頭に置きまして行っておるところでございます。

4点目の場所の選定理由とか、また改造の規模等の関係でございますけれど、まず第1に既存施設の有効利用ということ念頭に置き、あわせまして周辺の環境対策も頭に入れて白羽の矢を立てたわけでございます。それで、今回予定をいたします会議室におきましては、議員さんも御存じかと思っておりますけれど、当時のコミュニティセンターを建設する段階で、予防接種の会場にも使いたいというようなこともございまして、玄関はコミュニティセンターとは別の屋外階段の利用となっております。これは予防接種のときでございます。それで、また2階の廊下部分におきましては扉で施錠、間仕切りがされております。現在に至っては、予防接種も行われておりませんし、また一般市民の方への開放等もしていません関係から決めたということと、なおかつこの施設の隣にグラウンドもあるというようなことも要因の一つとなっております。

改造の規模の関係でございますけれど、床の張りかえとか、またあと今現在は間仕切りがございまして、間仕切りの改修、エアコンの設置や、あとは電話とかパソコン関係の配線でござ



います。

児童・生徒数の予定数の関係につきましては、今の段階で何人ということはお答えすることができませんけれども、収容予定人員といたしましては、スペースの関係上10数名は可能ということで踏んでおります。

次に指導内容でございますけれど、指導内容につきましては議員が要綱等と言ってみえますように、不登校の原因におきましてはさまざまでございます。子供の心を少しでも解きほぐしまして、自立していただくよう援助をしていくということで、例えば相談事業でありますとか、学習とか、あと奉仕活動等を踏まえまして、このような対応をしていきたいというようなことで考えております。よろしくお願いいたします。

### ○23番（中村文子君）

それでは、不登校の理由が30日以上欠席者で、大体学校嫌いということで不登校だという報告がありましたけれども、一口に学校嫌いといってもいろんな理由があると思いますが、具体的にどういう理由で出てこない生徒が一番多いか、わかりますか。そこら辺のところはどうでしょうか。

### ○教育長（五富利清彦君）

具体的な数字は持っておりませんが、基本的に私、昨年、実は家庭教育相談員を少しやらせていただいた中で、多いのはやはり友達関係の人間関係が一番多く、不登校の原因となっております。よろしくお願いいたします。

### ○23番（中村文子君）

それから、人数が先般の報告よりまた6名増ということですが、これ以上不登校児がふえないようにしていただきたいと思います。

それから対策として、一応小学校6年生が中学校へ体験入学とか、いろいろな努力をいただいておりますようですが、この市江コミュニティにつくるということですが、この市江コミュニティというのは要するに愛西市の一番南の方にあるわけですが、午前中にもありましたが、他の地区から来るには非常に遠過ぎるということで、将来的にはほかの地区にもこういう適応指導教室を設置する予定というのはあるのでしょうか。

### ○教育部長（水谷洋治君）

私どもの考えといたしましては、来年度市江コミュニティで始めるわけですが、果たして今、先ほども答弁させていただきましたように何人というようなことが読めません。そういうような中で、現実に事業を開始した以後においていろんな関係が伴ってくると思います。状況を見ての中で慎重に検討を重ねてまいりたいと、このように考える次第でございます。

### ○23番（中村文子君）

不登校というのは、大体学校へ出てこないということで、学校へ出てくること自体を拒む生徒を適応指導教室に、果たして本当に何人来るかというのは数字的にもつかめない問題で、そういう不登校の生徒をここの指導教室へ運ばせるというのは非常に大変なことだと思います。先生の努力は大変なことだと思いますが、ひとつよろしくお願いたします。

もう一つ、この指導教室の愛知県内の実施数ですが、47のうちの57施設とかありましたけれども、市ではどんな状況でしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

市というのは、再度確認をさせていただきたいんですけど、愛西市内ということで……。

〔「愛知県内の市で」と23番議員の声あり〕

県内で47市町村で57施設が設置がされておりますけれども、そのうちの市では35のうち32が設置がされております。

**○23番（中村文子君）**

そのうち32ということは、あと3市が設置していないということですが、それはどこどこかということと、そこでどの程度の生徒が通っているか、わかりますか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

未設置の市におきましては、お隣の弥富市さんと、あと高浜市さん、並びに愛西市でございます。

それで、通っておる人数でございますけれども、これ県下でよろしいでしょうか。

〔「はい」と23番議員の声あり〕

県下の指導を受けてみえる児童・生徒数におきましては、全体で496人でございます。内訳といたしまして、小学生が93人、中学生が403人でございます。

**○23番（中村文子君）**

非常に県内でもたくさん児童・生徒が不登校でいるということで、教育現場の先生方も悩んでいらっしゃると思いますが、先ほどの市内での数ですが、中学生のうち不登校での学年別の数というのはわかるでしょうか。

なぜだといいますと、先ほども答弁にありました、中1ギャップと言われましたけれども、この原因の一つに、小学校においてはほとんど1人の先生が全教科を担当するということですが、中学校になりますと教科ごとの担任ということになって、そのあたりから学習のふなれなどによって、こういう中1ギャップと言って中学1年生が一番不登校が多いということも聞いておりますのでお聞きするわけですが、愛西市内では学年別の数がわかたらお願いします。

**○教育部長（水谷洋治君）**

学年別の数でございますけれども、愛西市におきましては、ことしにおきましては中1ギャップというのは比較的少ないようございまして、中学1年生におきましては8人、2年生におきましては27人、3年生22人、小学生は1年生が1人、5年生が2人、6年生が1人という内訳でございます。

**○23番（中村文子君）**

中1ギャップでないということは、2年生に一番多いという数ですが、要するに今まで努力されております小・中の連携教育で先生が小学校の方へ赴いたりとか、いろんな部活動の見学とか、体験入学とか、そういう影響かなあという思いもいたしますが、いずれにしろこれ以上ふえないようにと思います。

次には不登校の理由、いろいろあると思いますが、先ほどもちょっと友人関係が多いんじゃないかということでしたが、教科がわからないのでおもしろくないだとか、あるいは怠け心で行かないとか、あるいは担任の先生が嫌いだとか、友達にいじめられるだとか、いろんな学校の先生も対処に苦慮されておられると思いますけれども、保護者とか本人にも、学校の先生も不登校のことに電話だけで対応されるというお話も聞いておりますが、そればかりじゃない、特定の先生だと思えますけれども、直接保護者とか本人に会って、話し合っただけで問題解決に熱意を持って指導に当たってくださいますようお願いしたいと思えます。

いじめや暴力を繰り返す子供には、一方で出席停止制度というのが活用されるそうですが、愛西市ではこの出席停止処分の事例についてはどうでしょうか、ありますでしょうか。

また、校内暴力についてはどうでしょう。

さきの2月21日のテレビ放映がありましたけれども、ここでいじめは年間11万9,000件と報じておりました。具体的には、いじめの問題に取り組んでいる京都府の舞鶴市の白糸中学校が放映されておりましたけれども、この学校はいじめの根絶に向けて全校で取り組んで、いじめ追放宣言書というものをつくって決議したり、あるいは運営委員会をつくって全校で班長会をつくったり、あるいは保護者や地域の人々へチラシをつくって配布してみたり、あるいは「Hot Heart Shiraito」というロゴを入れたバッジをつけて全校生徒が登校しているという様子が紹介されており、校内暴力も随分減ってきたような報道がありました。

愛西市でもこの可能性が、表面化していないことを懸念しておりますけれども、この点についてはどうでしょうか。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

まず最初に、校内暴力等の関係でございますけれども、現在のところは聞いておりませんが、万一こういうようなことが起きれば、まず第1先決といたしまして状況の確認を行いますとともに、また教職員との連携ということで職員会などで共通認識を図った上で、また保護者との連携をとって対応していくことになろうかと思えます。

次に、出席停止でございますけれども、このような手段につきましては、手段の一つではありますが、おかげをもちまして現在愛西市内の学校におきましては秩序が保たれておるといこともございまして、現時点での学校からの申請もございませんし、また市の教育委員会といたしましても出す予定はございません。

#### ○23番（中村文子君）

出席停止がまだ出ていない、出したこともないという答弁でしたけれども、せんだってもちよっと相談された件がありまして、学校の先生が「おまえ、それ以上出てこんと出席停止にするぞ」ということを言われたと言っておりましたけど、まだそこまでに至っていないんですね、きっと。

次に、同じく2月21日の中日新聞に、モンスターペアレントというのが出ておりました。「教育現場悲鳴」、「苦悩深める教師」、「保育所長自殺で公務災害認定」と非常に大きな見出しで掲載されておりましたが、このモンスターペアレントは学校だけでなく、保育園とか幼稚

園でもあると思います。保護者が学校へ苦情を言ってきたり、非常に無理難題で理不尽な要求を繰り返すこうしたモンスターペアレントによって、ノイローゼ寸前までいった先生とか、あるいはうつ病になった先生、休職にまで追い込まれた先生、あるいはまたひどいのでいきますと自殺に至ったという例も数件あるとのことですが、そういうモンスターペアレントの問題を対処するのは、本来からいうと教師本来の問題ではないと思うんですね。新聞には、保護者から学校への極端なクレーム、例えば非常にひどいになりますと、部活動のユニホームを学校で洗ってくれ、あるいは母親が子供を起こすことができないので起こしてほしいとか、あるいは携帯電話を取り上げると、そうすると基本料金を日割りで学校が負担しろと、こんなような非常にすごい問題が寄せられているそうですが、また急増する精神性疾患による教員の休職などの数値も示されておりましたけれども、近隣の市町でこうした話を私も幾度となく聞いたこともありますけれども、愛西市においてこのモンスターペアレントの問題はいかがなものでしょうか。お願いいたします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

最近、非常に話題になっておりますモンスターペアレンツでございますけれども、愛西市におきましては、現時点ではそのようなことがあるというのを学校から報告を受けておりません。

そういった親とのトラブルによって休職してみえる先生、この方もございません。ただ、ほかの理由によって精神的に少し参ってしまった先生がお2人お見えでございますけれども、親とのトラブルということじゃなくて、もっともっと深い人間関係の中であったようでございます。

それから議員が申されましたように、先生方、毎日本当に多忙な日々を過ごしてみえます。時代のニーズもありまして、教科指導以外の仕事も随分ふえておるのも現実でございます。そんな中で先生たち頑張っておっていただくわけですけれども、地域や保護者との連携なしでは学校というのは運営ができていきません。

したがいまして、子供たちが犠牲になってしまっはなりませんので、ぜひとも御理解いただいて、今後とも引き続き御協力をお願いできたらなと、そんなふうに思っておるのが今のところでございます。

#### ○23番（中村文子君）

愛西市内では今までそういう例に至ったことがあまりないようで、大変結構なことだと思いますが、いつ起こり得るかもわからない問題だと思います。

学校内でこうした問題解決できないようなことが起こった場合、東京都の港区の方では学校法律相談制度というのが導入されまして、トラブル解消に努めているということですが、こういう問題が起こって、問題解決に難しくなった場合、どういう対策をとっていかれるでしょうか。お願いいたします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

今、現実には起きていないものですから、なかなかそこまで考えが及んでいないわけですが、基本的には、まずその親さんと十分学校の方、あるいは教育委員会を交えましてお話を

させていただく。それでもどうしても納得していただければ、やはり法的な手段なり何なりをとりながら進めていけたらなど、そんなふうに思っております。

**○23番（中村文子君）**

一昔前までは、学校の先生が言われることに逆らうということは、私どもも考えもしなかったことですが、今では当然のようにいろいろ保護者の方から文句を言われるようですけれども、こうした現場に至って教員の指導力というものを高めることも必要ですけれども、教師が教育に専念でき、教育現場のあるべき姿を取り戻せるように、市民全員が考えていかねばなりませんけれども、トラブルが起こったことがないからどうしたらいいかわからん、法的なことをと言われましたが、起こった場合にどうするかということを私は今お尋ねしたわけですけれども、そういった窓口というのは、どこが設けてありますか。

**○教育長（五富利清彦君）**

特に窓口は設けてございません。したがって、教育委員会の方ですべてそれをお受けして対応していくということでございます。

**○23番（中村文子君）**

県の方の教育センターとか、そういうところで相談窓口というのは、これは要するに先生の問題じゃなくて、これは児童が行くところでしょうか。海部事務所とか、いろいろ教育センターというのがあると思うんですが、ここら辺はこういう問題じゃなくて、生徒間の問題だけですか、これは。

**○教育長（五富利清彦君）**

今議員がおっしゃいました、海部教育事務所でございます家庭教育相談とか、あるいはセンターにあるもの、あるいは教育会館の中にあります心の電話、そういったたぐいのものにつきましてはすべて児童・生徒を対象にしたものであって、さらにはそこへ保護者の方がお電話をかけられて御相談される、そういう窓口でございます。

**○23番（中村文子君）**

そうすると、子供に対して子供の相談窓口というのが今のヤングテレフォン、子供の人権110番とか、少年相談とかというところにあるわけですね。はい、わかりました。

じゃあ子供たちが、そういう窓口があるんだということの周知はしてありますか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

各学校の方に、それぞれの施設、あるいはそれぞれの相談窓口、何番へかけたらいいのか、その辺はすべて周知されております。

**○23番（中村文子君）**

そういうふうで子供たちにすべて周知させてあれば結構だと思います。

先ほどもちょっと言いましたが、こういう保護者と学校側とが何か一つコミュニケーションが足りないんじゃないかなあという面もあります。私ども、せんだってある保護者の方から、不登校の生徒の問題を受けまして、保護者の理由をいろいろ聞いたんですね。だけれども、これは片方だけの意見を聞いておっちゃいけないというんで、学校の方へもお邪魔しまして学

校側の意見も聞いてまいりました。モンスターペアレントというのは、要するに自分の子供だけを一方的に聞いて学校へどなってくるといことで、やはり両方の立場をしっかりと聞いて解決しなきゃいけないんだなあということをしみじみ感じてきたような次第でございます。

次に、いじめの問題の早期発見や解決のために、中学校では2001年度からスクールカウンセラーというのが配置されていると思いますが、今では小学校へも配置されていると思います。このカウンセラーが配置されることで不登校やいじめの解決につながればと思いますが、しかし、聞きましたところ、このスクールカウンセラーは週一回しか学校へ出てこない。しかも相談はあくまでも予約制、あいておれば別だということですが、予約制だということ、これだけの週1回の時間で問題解決ができるのでしょうか。不登校生への家庭訪問することも週1回ではできないということも伺っておりました。相談だけで精いっぱいであるということですが、このカウンセラーは不登校の問題だけではありませんけれども、学校へ来ることのできない児童・生徒を予約制で連れてくるということは、先ほどの適応教室と同じで大変だろうと思います。カウンセラーの先生がその家庭へ出かけて行って、本人と直接面会することがより効果的ではないかと思うんですが、そこでスクールカウンセラーの増員だとか、あるいは出勤日数の増加ですね、こういうことを要望したらどうでしょうか。こういうことはできるんですか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

スクールカウンセラーにつきましては、実は県の事業でございまして、現在、各中学校にすべて配置がしてございます。時間にしまして4時間で2日間の方と、それから8時間で1日の方、そんなことで今配置がしてございます。それから、小学校につきましては、愛西市におきましては佐屋小学校の方にお1人配置がなされております。

したがいまして、今、県の事業でございまして、愛西市だけがふやすということはできませんし、時間の方も県の予算の中の枠でやっておりますので、できないのが現実です。ただ県の方へこういう要望があるということだけは今のお話でしていかなきゃならない部分かなあと、そんなふうに思っております。

#### ○23番（中村文子君）

ということは、今、週1回でスクールカウンセラーが足りておるのかどうか、要するに足りておるとすればその相談件数が少ないということなんでしょうか。今、県の方の事業と言われましたけれども、それだったらもし件数が多くて週1回じゃあ足りないということであれば、市単独でこういうスクールカウンセラーを置くことができないものなんですか。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

今の現時点では考えておりません。

県の方の事業でございまして、制限が非常に多いということも現実です。と同時に、スクールカウンセラーになっていただいている方は、すべて臨床心理士の資格を持ってやっておっていただきますので、そういう方をもし市でということであればかなりの額で雇用していかなきゃならないんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

### ○23番（中村文子君）

多分必要に迫られていないからそういう答弁になるのかなあとはい思いますけれども、考えればありがたいことだなあとはい思います。

学校教育現場の先生方におかれましては、授業以外のこうした事務的な仕事とか、今言いましたような生徒指導、保護者の問題、いろいろ大変であらうと思はいますけれども、非行や不登校など子供の問題を解決できるのはもちろん保護者、親であるわけですが、非行なり不登校の子供を変えたかったら、まず子供に愛情を注ぐということですね。子供に居場所をつくってやること、こういうことによって子供は変わってくると思はいます。また反面、親の言うことは聞かないけれども、他人の言うことは聞くということもありますので、将来を背負って立つ子供の教育のために、先生と保護者が協力して子供を育てていくのだという意識を持って、家族間のコミュニケーションはもとより、ともに学校運営をしていくという認識を持てば、荒唐無稽な要望をするモンスターペアレントもなくなってくるのではないのでしょうか。

教育委員会でもしっかりと実態を把握し、教育現場の先生も愛情と熱意を持って指導、教育に当たってくださいますようお願いいたします。

最後に、適応指導教室を開設することによって、不登校児が一人でも多く学校復帰ができるよう、大いに期待しておりますが、最後に教育長の答弁をお願いいたします。

### ○教育長（五福利清彦君）

大変いいお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

教育委員会といたしましても、不登校があつてはならない、あるいは不登校をふやしてはならない、そんな心がけのもとに各学校へ再度お話を申し上げ、ぜひともこの適応教室が活かされるようにやっていきたいと思はいます。以上でございます。

### ○議長（佐藤 勇君）

これにて23番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の9番・村上守国議員の質問を許します。

### ○9番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従ひまして、単独補助金交付等のあり方について、永和駅周辺現況調査の結果について、2点質問をさせていただきます。

最初に、補助金交付等のあり方について質問をいたします。

愛西市行政改革大綱の重点事項の一つであります財政の健全化の推進の中で、歳入の確保を図る施策の検討とあわせて各種補助金等の見直しなどなど、総点検を最も急ぐ課題であります。愛西市では集中改革プラン策定の中で、補助金等の整理、合理化を図る指針を定めて、また内部組織として職員によるプロジェクトチームを立ち上げ、百数項の補助金について調査・検討が行われました。

私は、補助金とは補助目的が明確であることが第一で、補助効果の乏しいものやばらまき福祉的な補助は禁止すべきと考えております。本年度予算に計上されております営農集団設立補助金や衛生委員活動委託料等々は、私は廃止に値する補助制度だと思はいます。

第1の質問であります。プロジェクトチームで検討されました結果について、個人、団体への補助金全般にわたり、平成20年度当初予算策定の中で、補助金の廃止、縮小、拡大がどのように反映されたのか、具体的に件数、補助金名、金額等をお尋ねいたします。

次に、私は12月定例議会の一般質問において、平成18年度塩田地区に交付されました営農集団設立補助金は、愛西市が定める補助金交付要綱等々の補助要件を満たしていないのかなどの質問をいたしました。その後、市民が納得できるような説明は事務局からありませんので、再度質問をさせていただきたいと思っております。今回は、市長さんにお尋ねをいたします。

詳細は、平成19年4月に塩田第2営農組合に支払いされました集落営農組合設立均等割補助金20万円と、参加農家数補助金4万円、計24万円の補助金であります。問題点は、補助事業者が当然19年度から営農組合格約に基づいて集落営農が組合管理で実施されていなければいけないのが、従来と同じ個人農業経営であります。また、1農家当たりの補助金2,000円は、参加農家にばらまかれておるのが実情であります。このような補助金交付の実態の中で、近隣の農業者、あるいは既に営農活動をしております我々仲間の中では強い抗議が出ております。

私は、この補助は対象要件が満たされておられませんので、補助事業者の不正受給とみなして、補助事業者がみずから補助金の全額返還の指導、もしくは補助金不正受給は犯罪でありますので、市は捜査当局へ告発すべきだと私は思います。市民からいただきましたとうとい税金が、市においていまだにこのようなばらまき行政が実施されておることは非常に残念であります。私は、市長の今後の政治生命にかかわる問題だと思っております。

そこで、今回補助されました塩田地区の件について、愛西市補助金等交付規則など法的に問題がないと考えておられるのか。また、交付された補助金について、全額返還は求めないのか、以上2点、市長にお尋ねをいたします。

次に、永和駅周辺現況調査を終えて、結果をどのように活用するのかについて質問をいたします。

私は平成17年9月定例議会の一般質問において、市長の選挙公約であります永和駅周辺の開発、整備について、どのように推進されるのかお尋ねをいたしましたところ、永和駅周辺の開発等々の公約については、任期中4年以内ではできませんと答えられたのであります。私は近い将来南部地区の開発等々を強力に進めないと、愛西市の将来構想はあり得ない含みを持って市長はお答えになったと思っております。その後、愛西市は永和駅の利便性向上、駅周辺整備活性化実施する基礎のため、永和駅周辺整備基本計画を策定するための基礎調査として、駅及び駅周辺地区の現況調査を平成18年度末に竣工されたのであります。

その後、永和駅周辺地区の現状把握、分析、活用方法等について取りまとめておられると思っておりますのでお尋ねいたします。

第1の質問であります。調査の結果において、永和駅周辺の開発について何がまちづくりの問題点となるのか、また課題は何か、具体的に御説明をお願いいたします。

2点目であります。今回の永和駅周辺の現況調査には多額の経費が投資されており、永和学区の住民は将来像に大きな期待を寄せております。私どもは、永和駅、富吉駅は愛西市南部



地域の新しいまちづくりの中心的な役割を担う核であると確信しております。

私が申し上げております南部地区とは、行政区の永和学区と津島市、蟹江町の一部で、東は日光川まで、南は善太川までの広域区域を指しておるのであります。愛西市発足時に制定されました新市建設計画においては、南部地域のタウンセンター形成の中心的役割を担う駅であると位置づけております。調査の結果を分析して、今後の愛西市総合計画では南部地域の整備の位置づけ、また新しいまちづくりにどのように活用されるのかお尋ねいたします。

あとは自席でお尋ねいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の補助金の関係でございますが、議員御発言のとおり、プロジェクトによる補助金の見直しにつきましては、有効性を検証し一律的な定額補助から本来の形である事業費補助へ転換を図ることを意図としております。それで、こういった背景のもとに、プロジェクトからの提言はその都度行革本部での協議を経て、平成21年度予算に反映すべく、現在それぞれ補助金の要綱の見直し等を進めているところでございます。

それで、御質問にございました平成20年度当初予算に反映された見直しにつきましては、プロジェクトの提言をもとに行政改革本部での協議を経て、再度各所管課において精査、見直しをいたしました。

それで、具体的な内容でございますが、縮小されたものについては10件でございます。補助金の名称につきましては、愛知県労福協津島支部補助金、それから勤労者大会補助金、連合愛知尾張南地域協議会補助金、それから生産調整助成金、津島毛織工業協同組合補助金、津島織物修整協同組合補助金、それからPTA補助金、児童指導事業補助金、生徒指導事業補助金、それから総合学習活動事業補助金、以上10件について縮減を図り、20年度の予算に一部反映をさせていただいております。それでこの10件の補助金の縮減額につきましては、トータルで791万2,000円でございます。

いずれにしても、この補助金の問題については引き続き検証を進めてまいりたいというふうに考えおります。以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

市長さんを名指しでございますが、後ほど市長の方からも御答弁いただきますけれども、最初私の方からお答えをさせていただきます。

議員御指摘のこの件につきましては、御質問の議員、それからそのほかの議員の皆様方にはいろいろと御心配をおかけしてございまして、大変申しわけなく思っております。この件につきまして、私どもの指導不足によりまして、こういった問題の御指摘を受けるような形になってございまして、議員から去る12月の議会の折に御指摘を受けてから内部の中へ入っていくと、そういった不手際もございました。こういった点についても深くおわびを申し上げたいと思っております。

それで、補助金の交付要綱に基づきまして、補助金の使途等について検査をいたしましたところ、不適切な部分があることがわかりました。こういった不適切な部分につきましては、補

助金の一部返還といった形で進めておりますけれども、今後もよくよくその辺を精査してまいりまして指導に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、永和駅周辺整備についての御質問でございますが、議員質問の趣旨の中で述べておられるとおり、平成18年度の調査をさせていただいて、永和駅の乗降客数、それから永和駅周辺の各交差点、そういったところでの歩行者、自転車、自動車の交通量調査を行いました。この永和駅の1日の乗降客数につきましては、約1,600人でございます。

それで永和駅周辺整備の問題、課題についてお尋ねでございます。永和駅の南側と、北側の津島市を含めた周辺をどのように整備していくかということでございますが、津島市とも現在打ち合わせをしたりしております。愛西市も津島市も、現在は市街化調整区域であります。愛西市は農用区域が含まれておりますし、津島市はそのほとんどが農用区域でございます。このために市街地としての整備が大変難しい状況でございます。

市街化区域への編入については、各議員の方からいろいろな分野から御質問をいただいております。その折にもお答えをいたしておりますけれども、愛知県は、今後人口が減少していく時代にあつて、やみくもな市街化区域の拡大は抑制をしていきたいという考えでございます。また市街化区域の編入につきましては、区画整理事業等の基盤整備の確実性が求められているという面からも厳しいという状況でございます。

それから、永和駅西側の踏切の渋滞緩和をどのように考えていくのか、また永和駅の利用者が、先ほども申しあげましたように1,600人という中で、北側からの駅の利用者について、JR側の方の考え、これはJRの方と話し合ったわけですが、その中でJR側は、北側の改札口の設置については、そういった形で持っていく考えはないと言っております。それで、現在、平成19年、20年度、この2年間で都市計画マスタープランを策定していきたいということで、これも議員の皆様方にお話をしておりますけれども、この20年度では地域別のまちづくり方針を策定することに予定いたしております。永和駅周辺の整備についてどのようにするか、津島市とも協議をし、また勉強をしていきたいというふうに思っております。

それで、御指摘もいただきましたけれども、総合計画において永和駅周辺地区整備の関係の問題でございますが、土地利用構想において、永和地区については永和駅を中心とした地区では市南東部の玄関口として駅周辺の整備を進めてまいりたい。それとともに、良好な住環境の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。こうした考えに立ちまして、現在策定中の都市計画マスタープランの地域別構想のまちづくり方針の中で位置づけをしてまいりたいと、こういったように考えております。よろしく願いをいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

村上議員の質問にお答えをいたします。

集落営農組合設立補助金についての御指摘でございます。先ほど部長が申しあげました。本当にあつてはならない支出がされたという内容を聞いた折に、えっと、みずからにも思ったわけであります。そしてそうした不正といいますか、いけない内容については返還を当然していただかなくてはいけないということで考えているところでありまして、この営農組合の設立

については、設立の2年目までですか、そうした設立上スムーズに行くべく補助をしてきているところをごさいますて、そうした内容については、ばらまき行政というようなとらえ方をさせていただいたんですが、決してそんなつもりは持ってごさいますせん。農家の皆さんのそうした設立についての準備期間中ということでもありますので、御理解をいただきたいと思ひますし、本当にあつてはならない内容であつたわけでごさいます。

政治生命というやうな御指摘もいただきました。まさに私、議員の皆さんもそうですが、市民、住民の皆さんの負託を受けてこうした立場をいただひている者として、当然、日々の務めの中で政治責任、あるいはそうしたことはみずからきちつと問ひかけながら、あるいは毎日そうした考え方を旨にして務めをさせていただひているところでごさいます。そうしたことで、これからも補助金の、これも説明申し上げました今後のあり方について、十二分にまた精査しながら補助金のあり方を検討してまいりたいと思ひておりますし、まだまだこれから多くの補助金の見直しなど進めていくわけでもあります。どうぞそうした点につきましても御理解を賜りたく思ひます。以上でごさいます。

#### ○9番（村上守国君）

御答弁ありがとうございます。

では、二、三点再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

まず補助金の交付等を見直しでごさいます。先ほど担当部長からお話ごさいますしたやうに、現在まで縮小が10件でごさいますか、金額的には791万円という結果が出されておるやうでごさいます。これは20年度の当初予算にこのやうな反映をされたと。最終的には21年度にさらに検討して反映をするというやうな形に受け取りました。

20年度の当初予算の数字等を少し勉強させていただきますと、愛西市におきましては、それこそ一般会計におきましては1人当たり29万円ですか、それから総計では53万円と、このやうな大きな当初予算が組まれておるわけでごさいます。一番この近くで順調に経済力を伸ばしております弥富市におきましては、1人当たりが一般会計で28万、総額で48万という金額でごさいます。

私は常々申し上げておりますやうに、このやうな運営をされた場合には、いずれは財政破綻に陥るのではないのかなあというのを申し上げておるわけでごさいますけど、せつかくこのやうな行政改革、しかも集中改革プランの各項目の中で検討をする用意が、土俵ができておるわけでごさいますので、入りたての若い職員であろうと意見を集約していただひて、市民のためになるやうな予算、あるいは補助金のあり方を検討していただきたいなと思ひておりますので、ひとつお願ひをいたします。

それで、念のためにお尋ねをするわけでごさいますけど、平成20年度当初予算195億でごさいますか、この中に単独補助金というのは何件ぐらひで、金額は幾らか、全体予算の何%ぐらひかというのがわかれば教えていただきたいと思ひます。

#### ○企画部長（石原 光君）

ちよつと全体といひますか、先ほど議員おつしやつたやうな細かいその数字、今手元にごさ

いませんけれども、大体今検証を進めておる補助金ですね。補助事業としては、市の単独分と  
いった方が早いかわかりませんが、大体104項目程度があるのではないかと。総額に  
いたしまして、若干数字が古いわけですが、実際その補助金だけを抜き出しますと、  
大体愛西市全体で7億9,500万円、これは実は18年度決算に近い数字だと思っております  
けれども、そんなような、大体愛西市で8億前後じゃないかなあというとらえ方をしており  
ます。そういった数字で御理解がいただきたいと思えます。

#### ○9番（村上守国君）

やはり補助金の交付というのは、当然相手があるわけですので、相手の運営内容  
等々も当然把握しながら廃止、縮小などというのは進めていくべきでございますけど、いず  
れにいたしましても、リーダーシップを図っていただくのは担当部長でございますので、そう  
いう点については、これをいつまでも時間をかけて検討するという項目ではないと思えます。  
ですから、18年度から始まりまして、最終年度が21年度でございますか。ですから21年度の当初  
予算に大きく反映できるような内容の検討をぜひお願いしておきたいと思えます。

では次に、先ほど営農集団設立補助金等々につきまして、市長さんにもお答えをいたしま  
した。これにつきましては、市長さんの言葉の中にもございましたように、要するに何事も正  
当化するのではなくして、時には市民の目線に立って評価をするのが行政マンにも僕は必要で  
はないのかなあという感じがするわけでございます。ですから、この集落営農組合設立に伴う  
補助金24万円というのは、だれが見てもむちゃな補助金の交付状態だということが言えるわけ  
でございます。私ども、農業に携わっています一員としましては、今後の農業経営というのは  
集団しかあり得ない、集団しか農業経営は今後生活がやっていけないというような気持ちで集  
落営農に携わっておるわけでございますけど、非常に今回の事件というのは私どもにとりまし  
ては、市民としても寂しい限りでございます。

ですから、先ほど経済部長から要するに指導不足だとか、不適切な部分とかいうようなこと  
がございました。たまたま塩田地区の事案等につきましては、後ほど永井議員が同じような質  
問を考えておられますので、私の不備なところは永井さんに託していきたいと思えます。

一つ、先ほど部長が、不適切な部分につきましては補助金の一部返還というようなことを申  
されましたが、24万円の補助金を交付しております。具体的に幾ら返還をされるんだと。私は  
当然全額24万円返還を求めるべきだと思いますが、幾ら組合に返還を求めておるのかお尋ねい  
たします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、御質問の御答弁をさせていただきます。

議員質問の趣旨の中でも述べておみえになりますように、均等割20万円、それから各組合員  
1人当たり2,000円の20組合員ですのでその部分が4万円、合計24万円。これは補助金額を決  
定する一つの算出の式でございます。たまたまという表現はそれこそ適切でないかわかり  
ませんが、組合員が20人お見えになるということで、1軒当たり1組合員ですね、2,000円を  
協力金として支給、つまりお渡しになったということがわかりました。

補助金というのは、この補助金交付要綱の第1条と第3条だと思いましたが、その中にもきちっとうたってございますが、設立の準備もしくはその運営費に充てるとなっておりますが、各組合員の方へ2,000円を支給するというのはやはり補助要綱にそぐわないということで、その4万円分を過年度、いわゆるもう過ぎておる年度分については事業も終えておりますので、市の方へ御返却をいただくということでございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○9番（村上守国君）

前段で私は、補助金とは補助目的が明確であるということが第一ですよということは申し上げました。ですから、今回の集団営農の立ち上げのために20万、交付規則に基づいて交付されておるということでございますが、私の経験から申し上げますと、集団営農を立ち上げるのに何ら経費はかかりません。またこれは一つの任意団体でございますので、別に行政庁へ届けるとか、法務局へ登記せよとか、そういうようなことは一切ございませんので、要は1集落1農場方式でございますので、その周囲の皆様方がその気があるかどうかという問題であって、リーダーシップをとる方がいかに現在の農業政策をうまく考えながらまとめていくかというのが基本でございます。

ですから、この補助制度そのものについてもやはりこのような事件が発生した以上はよく見直していただかないと、僕はいけないと思います。

それと19年度はまた3地区ですか、いわゆる予算計上がなされておるわけでございますけど、聞くところによりますと塩田地区と同じような実態というようなことでございます。といいますのは、農業といいますのは、御存じのように、例えばこの地区につきましては水稻作付が中心であろうかと思えます。ですから、この3月になりましたら5月の田植え時期に向かっていろんな準備が必要でございます。もう既に我々は2回目の田起こし等も行いまして、それこそみ種の確保等々も用意して、それなりの準備態勢に入っているわけでございます。

ですから、20年度から本来の営農集落をするというような確約のもとで今要するに事務局さんはお考えのようでございますけど、今、19年度の立ち上げされます3団体、それから塩田地区等々につきましては、私が今さら申し上げるもなく、事務局としっかりと指導をしていただかなければいけないということです。

それと一つはこの19年度の3地区につきましては、農協へ確認いたしましたところ、何らこの3地区から農協の方に、集団営農の経営の何がしというようなことについての指導、話も全然行っていないそうでございますね。ですから、やはり最も指導的な立場にあります農協等々を有効に活用しなければいけないというようなことも、ひとつ事務局の方から指導をしていただきたいと思えます。

この問題につきましては、前回から私が今回までいろいろな形の中で皆様方に質問し、お願いをしてまいりました。その結果、補助金4万円等については近々返納するというようなことでございますが、絶対このようなことは二度とあり得ないというようなことの中でひとつ御指導をいただくと。また出納機関、いわゆるチェック機関というのも当然充実をしなければならぬと思えます。ですから、午前中の話じゃございませんけど、組織・機構の中で合併して間

もないというような回答は、今は通用しない時期に参りましたので、私どもも含めて、そういう点についてはしっかりと勉強をしていきたいなと思っておりますので、塩田地区等々につきまして、ひとつ引き続き御指導をいただきたいと思っております。

それから次に、永和駅周辺現況調査を終えて、結果はどのように活用するかということでございます。単なる調査をいたしまして、その結果をどうのこうのという形ではなくして、いわゆる300万何がしの経費を使いまして調査をしたわけでございますので、その調査結果をどのように活用するかというのが皆様方のお力ではないかなあと思っております。

それで、先ほど部長の答弁の中では、交通量の調査だとか、いろんな調査のを言われましたんですけど、これは反発するんじゃないんですけど、こういうような調査等については、あらゆる団体が調査をしておりますので、そういう数値は幾らでも知る状況がございます。ただ、私どもが一番関心を持っておりますこの南部地区の開発というのが、今、住民にとりまして一つの関心事でございます。それで、私が先ほど申し上げました愛西市南部地域の新しいまちづくりということを打ち出ささせていただきました。

これは最近の南部地区には大きな動きが出つつあります。一つは前回の日光橋のかけかえが終了いたしまして、続いて日光川にかかります関西線の鉄橋のかさ上げ工事でございますが、続いて国1の日光大橋のかけかえ事業にあわせまして、日光川右岸堤防におきましては、西尾張中央道までの防災道路の整備が確定しておるわけでございます。聞くところによりますと、もう防災道路ではなくて、産業道路をつくるんだというような地元の声でございます。既に移転等々も始まっておるわけでございます。また、近鉄富吉駅におきましては、エレベーター4基の設置も確定いたしました。

こういうような状況の中で、やはり若干愛西市が他の地区に比べて南部地域の中では動きが鈍いかなあという感じが私はしております。津島市の今回の定例議会におきましても、ある議員は、永和地区周辺の開発を進めなければいけないんじゃないかという質問に対して、愛西市の方から共同で開発するという呼びかけがあれば、大いに検討に入りたいというような理事者側の答弁があったそうでございます。ですから、私は今の永和駅周辺の現況調査を踏まえまして、南部地区のまちづくりを広域的に積極的に開発すべきチャンスではないのかなあと私自身思っておるわけでございます。

それで、ひとつ副市長さんにお答えをいただきたいわけでございます。このような南部地区の動きの中で、一つは新しいまちづくりのために津島市と蟹江町ですね、広域的に事務担当者が勉強会を立ち上げていただきたいと。これはぜひ我々地域住民も当然協力し、お互いに知恵を出し合うわけでございますけど、とりあえずこのような動きの中で、私どもは広域的にまちづくりをするために、津島市と蟹江町と愛西市の関係する担当者によりまして、勉強会、いわゆる検討会を立ち上げていただきたいという強い要望でございますので、ひとつそのようなお考え、検討会、勉強会を立ち上げるというような御意思があるのかどうかということを副市長さんに御答弁いただきたいと思っております。

○副市長（山田信行君）

お話のありましたように、この地域の開発にはやはり問題点とか課題が多くある地域でございますので、実務者レベルではやれることに限界があるかもしれません。しかしながら、議員さんの有志の方々の勉強会も既に開いておられると聞いておりますので、そちらと連携しながら勉強していくことは結構なことであります。津島市側にそうした機運が盛り上がってきているということであれば、タイミングとしても話がしやすいと、そのように思っておりますので、隣接市町の勉強会への合意が得られるよう呼びかけていきたいと、そのように考えております。

**○9番（村上守国君）**

ただいまの副市長さんの御答弁は前向きなお考えで、私ども地区に住んでおります住民としては非常にありがたいわけでございます。皆様方から愛西市の、あるいは海部津島地域の住居環境、あるいはそういう地理的な面をお考えいただきますと、特に愛西市にとりまして今申し上げました南部地域の新しいまちづくりというのはもう捨てておくことができないというような感じがいたします。

先ほど、調査の結果におきましては、人口が減りつつあるというようなお話もございました。永和中学校の今回の卒業生が66名でございました。私の娘、10年ぐらい前でございますけど、100名前後の中学生が永和中学校から巣立ったわけでございます。要は永和駅周辺には既存宅地というのが全然ないわけでございますので、人口をふやそうという要素がもうないわけでございます。それと高等学校がないじゃないかとかいうようなこともささやかれておるわけでございますけど、永和駅近くには名古屋工業高校という学校もございます。これは本部が瑞穂区だと思いますが、要は周囲の環境が、通学利便性等も考えればそちらの土地へ学校を移転してもいいですよというような話も聞いておるわけでございます。ですから、そういうようなことを含めまして、総合的に津島市さん、蟹江町さん、それから愛西市が共同して、その中で愛西市がリーダーシップをとっていただいて、うまく市民の方とともに新しいまちづくりに臨んでいただきたいというふうに私は思っておるわけでございます。

どうもありがとうございました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて9番議員の質問を終わります。

ここで15分間の休憩をとらせていただきます。再開は15時5分からにしたいと思います。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位6番の13番・近藤健一議員の質問を許します。

**○13番（近藤健一君）**

議長の許しを得ましたので、質問してまいります。

第1に愛西市民の医療及び病院について、2番目に防災を兼ねた大きな公園についての2点を質問してまいります。

人生は例えて、揺りかごから墓場までとも言います。人は最初大多数が病院で生まれ、いろいろな病気に耐え、最期は死を迎え墓場で終わります。今、斎場は行政、議会、そして地元の大多数の理解、協力の結果、建設ができるよう進んでいる状態でございます。

医療、病院についてですが、私自身自分の体調の管理不足のため半年間に、幸か不幸か、海南病院、そして津島の市民病院とお世話になりました。その節は大変御迷惑をかけ申しわけございませんでした。そのとき、病院の大切さ、この地域での必要性を感じましたので、この質問をいたします。

公的な福祉は利益が上がることはまれなことで、福祉を充実すればするほど費用がかかってまいります。

次に、愛西市には病院はありません。一つ上の範囲、海部医療圏を見ますと、大きな病院として3カ所、弥富市に海南病院があります。津島市には津島市民病院があります。甚目寺町には尾陽病院があります。海南病院は今では患者が多く、入院したくても順番待ちであります。ある人は、入院をして点滴して治療する人が、通院して点滴をしてくださいというぐらい込んでおる状態でございます。津島市民病院は、建物、設備はかなり整っております。医師不足のため、一部の場所においては診察を制限しているとのこと。今は市長を初め、県、大学へ医師を増員するため頑張っているとのこと。4月には少し増員が決まっているようでございます。尾陽病院はうわさとか人の便りに聞くには、現在の院長の退職に伴い、その後はどうなるかわからないと聞いております。

この医療体制について、今までの状態でいいと思っておられますか。私は、早急に海部医療の関係者により、海部医療圏としてどのように医療をするか話し合う時期が来ていると思っております。今、津島市民病院は、前に述べたように、建物、設備は充実しております。海部医療圏として、大きな視点から見て利用はどうか。休日診療所があるように、地域で守るべきだと思っております。

次に、全国で医師不足により患者のたらい回しにより手おくれになることが多々ある報道があるが、愛西市ではどうか。

先日も、近くで心筋梗塞により救急車を呼び、搬送をお願いいたしました。勝幡から、津島が夜間でございましたもんで海南病院までです。手おくれのため亡くなりました。市民からも、津島市民病院が近くにあるのになぜ助からないか。助かる命が助からない、どうにかできないかということをよく聞いております。愛西市として何かいい考え方がありましたらお教えください。

次に、防災を兼ねた大きな公園をについてでございます。

防災を兼ねた大きな公園を建設してほしい。市内には児童公園のような小さな公園は幾つかあります。都市計画公園、またはそれに準ずる公園、2反から3反ぐらいの大きさぐらいは少ないと思っております。ふだんは市民の憩いの場として、災害時にはヘリコプターの着陸や、長いときは仮設住宅ができるような規模の公園をお願いいたします。

土地については、遊休地を少なくする意味でも、また市民の負担を軽減する意味でも、10年



ほどの期間を借地でお願いしたいと思っております。異議がなければその後10年ごとの自動更新、このような公園のあり方は、飛島村が15ヵ所あります。今述べたように、10年借り入れという格好でやっております。建設場所としては、各中学校程度、または各町村ごとのエリアで一つを要望いたします。1区画だけでも早急に整備をお願いしたいと思っております。

以上で壇上での質問を終わります。

#### ○市長（八木忠男君）

近藤議員の質問にお答えをいたします。

病院関連の御質問であります。本当に今私どもの周りの医療の心配点、各市町村長会の中でも心配の声も出ておりますし、どうしたらいいかという話し合いもしてきているところであります。

そんな中で、愛西市の市民病院はということですが、市として市民病院建設については考えてございません。私ども、海南、津島、尾陽と、先ほど御指摘いただいた2次医療では海南、津島さんの方へお願いをして進んできておりますけれども、海南病院の方へは年間利子補給ということに関係周りの市町村で、私どもが4,000万円、トータル的には1億5,000万円の利子補給的なものも予算としてそれぞれ計上をしているわけでありまして、これからも特にこの身近な両病院、そして尾陽病院と、あわせてこの郡内、海部圏域の医療圏の中でこれからもお願いをしてまいりたいと思っておりますし、海部圏域保健医療福祉推進協議会、こうした会議も持っておりますので、もちろん保健所さんも含んでの内容でございます。その場にも各医院長先生なども、医師会の先生方も御出席でございますので、また今後そうした連絡会、推進協議会の場でもお願いをしてまいりたいと思っております。市単独の市民病院建設は考えてございません。

あとは担当の方から説明させていただきます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

津島市の市民病院の利用についての御質問かと思いますが、現在、津島市、私ども愛西市、弥富市及び海部郡の残りの5町1村ですか、あわせて3市5町1村になるかと思いますが、ここで構成をいたしております海部医療圏がございます。こちらの方で海部医療圏の保健医療の計画が策定をされております。救急医療ですとか災害保健医療、在宅医療の提供体制など、この計画に沿って推進をいたしております。

この海部医療圏の中で津島市民病院、そして海南病院とも第2次救急医療施設、そして災害拠点の病院としての位置づけがされております。当然、病院としての使命を果たしておられるものと思っております。そして、愛西市民がこの海部医療圏の中にございます、議員お話の津島市民病院を、現在も、これからも疾病治療としての受診することについてのお話があったかと思いますが、何ら制約を受けるものではないものと私どもは思っておりますし、今後もこの地域の市民病院としての役割を十分担っていただけるものと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

### ○消防長（古川一己君）

それでは失礼いたします。3番目の御質問に対してお答えをさせていただきます。

全国の医師不足による患者のたらい回しということでございますけれども、私どもの消防本部では、昨年19年中の救急件数につきましては2,259件でございました。そのうちの二度までの医療機関への連絡によって収容できた件数は2,180件、96.5%でございます。また、3回以上の連絡、調整等が必要であったのが78件となっております。また、一番多く連絡を要したものが、8回というのが1件ございますけれども、幸いにもこの事案につきましては手おくれというようなケースではございません。また、この医療機関が受け入れに応じられないという理由でございます。これにつきましては、専門外、またはベッドが満床、手術中、処置中、また医師不足、医師不在等が上げられております。

なお、消防署ではこの19年におきましては、稲沢市、旧の祖父江町と申しますか、にございます尾西病院の方とも救急の協定を締結いたしまして、重症患者の受け入れ確保を図っておるところでございます。またこのようなことも生じますので、市民の皆さんにも救急車の適正利用ということをこれからも呼びかけていき、救急車が真に必要な患者様のために、いろいろ市民の方々も御判断いただいて、救急車を御利用いただきたいということをお願いいたします。

それとともに、医療機関とのなお一層の連携を密にした体制ということで、確保に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

### ○総務部長（中野正三君）

3点目と申しますか、次の問題、防災を兼ねた云々でございますが、議員からは18年の6月の定例会でも同趣旨の御発言がございました。

御質問の中で、飛島で15カ所というお話がございました。飛島村さんにおきましては、都市公園とその他の公園というような区分けの中で15カ所お持ちだということは伺ってはおります。

現在、私どもとしては防災の担当としてみずからその土地を求めて云々という考え方は、現在持っておりません。現在の私ども、議員も御承知のように54カ所の避難所がございます。そのうち、緊急時にヘリコプターが着陸できる場所として、全市に13カ所持っております。これは避難所の中の54のうち13カ所です。そのほかに4カ所持っています。ということは、小型、中型、大型のヘリコプターが着陸できる、県に登録してあるのが17カ所、現時点では登録しております。そういうことをあらかじめ申し上げておきます。

遊休農地としては、確かに議員おっしゃるように、ふだんは公園に、災害時には防災基地としての利用はよいという御指摘でございます。確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、農地をまとめること、そしてその農地をいかに利用していくか。当然、維持のための費用がかかります、造成等も。草を生えたままでは、公園何ともなりませんので、その維持は当然かかります。

そういう中で、もう一つ、災害時の防災基地としてということでありますと、住宅地からある程度近い場所で、利用しやすい場所の農地の借り受けということになろうかと思っております。そ

こら辺は私ども防災担当として、そういうところがあるかどうかということにはわかりませんが、できた折にはそのような全体のエリアの中で、位置関係の中で考えていくということになるかと思えます。

いずれにしても、避難場所等におきましては、市民の方が即対応といいますか、そこへ避難できる遠さといいますか、距離でなければ意味合いがないというふうに考えております。以上でございます。

### ○13番（近藤健一君）

お答えありがとうございます。

私は、市は市民があつて市があり、安心は市民の安心があつて安心できる愛西市がある。また、地域は地域の皆さんで協力していい地域ができるという考え方。また、愛西市の財政も逼迫していることも承知して、再質問をしてみたいです。

まず防災を兼ねた公園でございます。本当はこれ防災公園でやりたかったんですけども、飛島の方へ行ったときに、都市公園という格好で登録してありましたものでちょっと変えさせていただきました。

また、3月9日、市民防災講演会が佐織公民館で行われ、阪神・淡路大震災の避難場所が300カ所ぐらいつくられたと聞いております。旧佐織町において15カ所あり、全体で13カ所のヘリコプターが着陸できる場所があると今お聞きしました。そしてプラス4カ所ですか。

水害が起こったとき利用できる場所、ここの54カ所の中で、水が来た場合、海拔ゼロメートル以下のところは何カ所ぐらいあるか、まずお聞きいたします。

### ○総務部長（中野正三君）

今、避難所の件が何カ所かということでございますけど、はっきり私、ゼロメートル以上のところといいますか、海拔以上のところの把握はしておりません。ただ、把握といいますか、あえて数えたことはございません。ただし、八開地区の一部ということです。愛西市はほとんど、前に色塗りをした経緯がありますけど、それはほとんど色が塗れるところ、八開の一部ということは考えております。

### ○13番（近藤健一君）

避難場所としては、今一番愛西市について心配なことは、私は堤防の決壊だと思っております。いざ決壊した場合に、海拔ゼロメートル以下のところが避難場所である場合に、私、目比川決壊のとき、目比川の地域に住む者でございますが、ちょうどこの講演と講演の間のときに、ここのビデオを流していただきました。幸い、これちょうどいいなあと感じておりました。本当にこのときに私の住んでいる場所、またここに見える太田議員や加藤議員も多分首ぐらい水位が来ております。そして、避難場所としてここの区域は勝幡小学校、そして勝幡コミュニティという2カ所がございます。ここ両方とも、1階は全部水につかりました。途中でこれを佐織の中学校の体育館の方へ再度避難した状態でございます。

こういうような避難場所は、これからつくられるかわかりませんが、極力海拔ゼロメートル以下のところはかさ上げし、またこれから指定していくところについても、そういうところを

お願いしたいということと、それから一時的に、このとき私、放映の中で、カジウラテックスで一時避難して、それから行った。これ私の町内でございます。本当にカジウラの寮があり、私の町内はここで500人ばかり一夜を明かして、そして船で避難させていただきました。前の議会のときでも、こういう一時避難、1日だけで結構でございます。

愛西市は本当に海拔ゼロメートル以下が80%弱だと思っております。どうかもう一遍、再度この一時避難場所を策定といいますか、市がその部落部落とその事業者なり、そういう高いところを持ったところと協議をして一時避難場所としての設定をされる気持ちはございますか、お聞きします。

#### ○総務部長（中野正三君）

これも前のときにお答えをしたかと思えますけど、地域地域の関係におきましては、それぞれの自分たちの行きたい場所といいますか、一番最寄りの場所というのはあろうかと思えます。

全体の中で、今、たしか8割以上の自主防災会をおつくりいただきました。そういう中で、自主防災会の役割自体が要援護者といいますか、要支援といいますか、そういう体の弱い方たち、手助けが要る方たちへの取り組みも今度していくわけです。そういう中で、自主防災会の果たす役割というのは、あくまで自主ですので、やはり自分たちが一番避難しやすい場所、そういうことも視野に入れて自主防災会の運営といいますか、近隣の手助けも私は一つの考え方の中へ入れてほしい。

ただ私どもがそれをしないというわけではございません。確かにそういうことで地元といいますか、そういう地域の方々とお話し合いの上で、そういうところへ御依頼の調整をするということは、お声をかけていただければ可能かと思えます。

#### ○13番（近藤健一君）

はい、ありがとうございます。

それから、消防長にお尋ねいたします。

1回出動してから、現場から病院までかかった平均時間を、合併してからですけど、17、18、19、また心筋梗塞などで呼吸がとまったときの生存時間、5分、10分、20分、30分、そして海部津島医療圏以外での避難先はあるか、またどのぐらいあるか、また県外の搬送はあるかを教えてください。

#### ○消防長（古川一己君）

それではお答えをさせていただく前に、一つ御確認だけお願いをいたします。

今、現場から病院までということでございますけども、これは患者を救急車に乗せてからということでもよろしいでしょうか。これにつきましては、大体17、18、19、これは統計的にはほぼ同じですけれども、9分半ぐらいの時間を要しております。現場から医療機関までの平均時間は9分半ぐらいでございます。

また、心臓等呼吸停止の生存率といいますのは、そのような状態に陥った方に心肺蘇生法で処置した生存率ということでもよろしいですか。そのような、まず心肺機能の停止患者に心肺蘇生法を施す場合、2分以内ですと90%、また3分ですと75%、4分ですと50%、5分ですと

25%の生存率が統計上出ております。なお、10分以上ですとなかなか生存ということが難しくなるわけですので、私どもも少しでも皆さん方に救命講習を受けていただいて、そこに見える方にそのような処置をしていただくということと呼びかけております。

それと、海部医療圏以外での搬送先はどこかということでございます。

まず私どもの海部医療圏では、大体90%前後が海部医療圏へ搬送をしております。

海部医療圏以外の県内につきましては約1割、また県外への搬送でございますけれども、17年につきましては大桑病院の方へ12件、また18年では6件、19年につきましては大桑病院、海津医師会また羽島市、岐阜県立病院、桑名市民病院等へ37人を搬送しております。また、圏内での圏外の県内でございますけれども、その主な搬送先につきましては、先ほど御説明いたしました、新たに協定を結びました尾西病院が一番多うございます。それから第一赤十字病院、掖済会病院、六輪病院、そのようなところへの搬送が主でございます。以上でございます。

#### ○13番（近藤健一君）

ありがとうございます。

17年から津島市民病院の方が順番、医師不足のために少なくなっているかと思っておりましたけど、これ全然変わらず大体同じくらいで9分半ぐらいで、それくらいでございますか。

#### ○消防長（古川一己君）

病院までの時間はほぼ同じです。ただ、今先生おっしゃいました津島市民病院への搬送件数というのは、確かに減ってございます。ただ、海南病院、尾西病院がふえております。そのような状況です。

#### ○13番（近藤健一君）

ということは、津島で預かれなきゃあ海南へ行く。その時間だけは当然平均時間としてはふえてくると思いますが、その点。

#### ○消防長（古川一己君）

1事案を見ますとそうですけれども、今、統計上でいきますとほぼ同じような時間となっております。また、尾西病院の方も近うございますので、分署の方の管内で行きますと、そちらの方へ回るということもやっております。

#### ○13番（近藤健一君）

今、医師不足により、新聞等で一宮市民病院、そして今述べられた尾西病院も何か民営化の方へ移行ということが報道されております。そうなったときに、今の公営じゃなくして民営化になった場合に、この受け入れ体制が大丈夫だろうかという心配を思っておりますが、その点についてちょっとお尋ねいたします。

#### ○消防長（古川一己君）

それでは、尾西病院でございますけれども、民営化というのは尾西市民病院の方が民営化で、私どもが協定を締結しておりますのは厚生連の方の尾西病院でございますので、その報道とは違う病院でございます。同じような名前で、尾西病院と尾西市民病院というのがございまして、市民病院の方が民営化ということが出ておりました。

○13番（近藤健一君）

ありがとうございます。

今、前で述べさせていただきましたように、病院も集中化現象にあります。津島市民病院は、今何か聞きますと、入院ベッド数と申しますか、あれが今80%ぐらいは埋まっている状態でございますけれども、こういう病院を今後、海南病院が今満室の状態でございます。ここら辺の利用状況について、愛西市は、海部津島では人口とも面積とも一番大きい愛西市でございます。愛西市市長として先頭に立ち、海部医療圏を守っていかなくてはならない。先頭に立ってこの医療圏を守る何か方策を考えられたことがございますか、お尋ねします。

○市長（八木忠男君）

先ほども申し上げました、特に津島の伊藤市長さん、あるいは甚目寺の町長さんは尾陽病院の管理者と、弥富の服部市長さんなどとも連携をとって、例えば名大病院でも、いつでもお供してお願いにも上がりますのでということで、みんなで連携をしてこの地域の医療を守っていきたいと思っております。

○13番（近藤健一君）

ちょっと聞いてみますけど、昨年の10月の末、首長さんを津島市が本当はやりにくいと思っておりますが、津島市から呼びかけで首長さんが集まって、この医療圏について話し合いがあったかと思いますが、その後、そういう話はございますか。

○市長（八木忠男君）

今のところございません。それぞれ会議の場では、甚目寺の町長さんが尾陽病院の現状、津島の市長さんが津島市民病院の現状などは報告はいただいております。

○13番（近藤健一君）

今申し上げたように、海部津島では一番人口的にも多い愛西市の市長でございます。愛西市民を守るためにも、愛西市市長としてここ愛西市、海部医療圏をまとめていただき、安心できる地域にさせていただきたいことをお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

はい、御苦労さま。

それでは次に、通告順位7番の6番・榎本雅夫議員の質問を許します。

○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、安心・安全なまちづくりについて、福祉作業所の現状についての大きく2項目を質問させていただきます。

最初に、安心・安全なまちづくりについて質問いたします。

先月、公明党愛西支部で、安心・安全なまちづくりを求める署名活動を行いましたところ、9,663名の方が署名に協力をしていただきました。要望といたしまして、放課後、子供たちが安心で、かつ安全に過ごせる居場所づくりを、また通学路の交通安全や防犯の観点で、あらゆる危険から子供たちを守るための通学路総点検を実施し、危険箇所の早期改善をしてほしい。地域の防犯を考える上で、さらに地域パトロールの強化に取り組んでほしいとの要望でありま

す。署名簿を添えた要望書を3月3日に八木市長に提出させていただきました。

今回、この中から3項目について質問させていただきます。

小項目1として、通学路の総点検の実施についてであります。この質問は12月定例会で日永議員が質問されておりますので、少し違う角度から質問させていただきます。

平成13年6月の大阪大学附属池田小学校の事件以降、特に校内での安全対策が叫ばれてきましたが、校内だけでなく通学路の安全対策も見逃すことのできない重要な視点でございます。今まで全国各地で痛ましい事件があり、4年前の奈良市の女子小学生が下校中に誘拐され、殺害されるという事件が発生し、被害を受けております。通学路での事件・事故が起こるという現状を深刻に受けとめ、日常、どんなところでどんな危険が予想されるか実態を把握し、地域ぐるみで子供たちの安全を考えていかなければなりません。

本市においては、安全確保のために学校、自治会などで見守りなどをされております。一方で、子供たちは横断歩道のないところを渡ったり、車道と並行して通学路があるという危険な場所もあるかもしれません。以前ニュースで、子供たちの下校中の列に、わき見運転による事故が発生したことが報道されましたけれども、他市に限らず本市においても事故が発生することも十分考えられます。

そこでお伺いいたします。

1点目、通学路で危険箇所として認識しているところは何ヵ所あるのか。そして、安全対策の取り組み状況についてお伺いいたします。

2点目は、愛西プラザ西側入り口の交差点に信号機を設置してほしいとのことでもあります。私は、この場所の近くに住んでいる人から何回か聞いているんですけども、聞く限りでは5件の衝突事故があったということでございます。非常に危険であり、死亡事故があつてからでは遅いのであります。何度か町内からも要望しておりますが、その後、設置についてどうなっているのかお伺いします。

3点目は、北一色交差点の南北に歩行者用専用の信号機の設置についてであります。東西方向には設置されておりますけれども、南北方向は数年前から保護者の方からも何度も要望しているが、なかなか難しいということでもあります。その点についてお伺いします。

4点目は、子供たちが地域において犯罪に巻き込まれることを防ぐため、一時的な避難所として子ども110番の家が設置されております。本市の設置状況と取り組みについてお伺いします。

5点目は、地域安全マップであります。街路灯の少ない道路や公園など、身近なところでも危険な場所は幾つもあります。一方、緊急時の避難先となる110番の家や、コンビニといった安全な場所も数多くあります。これらを一つにまとめた地域安全マップの作成はどのようになっているのかお伺いします。

小項目2としまして、防犯対策についてお伺いします。

犯罪、特に子供への事件がニュースとなっておりますが、このような犯罪をいかに防ぐか、犯罪をしたくなる環境をなくし、犯罪をあきらめさせる環境づくりが大切であります。本市に

においても、これまで防犯ブザーの貸与、また公用車に防犯パトロール中のステッカーを掲示し、犯罪抑止に活動されております。

そこでお伺いします。

1点目、地域の防犯パトロールの活動状況についてお伺いします。

2点目、現在公用車に防犯パトロール中のステッカーを、各町内の役員の方に貸し出して協力してもらってはどうか、お伺いします。

3点目は、本市で青色回転灯を装備した車両を導入し、地域をパトロールしております。活動状況について、また増車はできないかお伺いします。

4点目として、市民が青色回転灯の車を使用する方法について、平成16年12月に道路運送車両法の改正に伴いまして、防犯パトロール用に一般の乗用車の装備が認められました。どのような条件が必要なのか、また手続についてお伺いします。

5点目としまして、青色防犯灯、青色照明灯でございますけれども、この設置についてでございます。青色の照明灯は平成12年、イギリスの北部の都市グラスゴー市で、景観改善のためオレンジ色の街灯を青色に変えたところ、犯罪件数が激減し注目をされました。日本では、防犯対策の街路灯として平成17年6月に奈良県警察本部が初めて導入し、全国各地に拡大されました。青色照明灯の光は人の気持ちを落ちつかせる効果があり、街頭犯罪の防止に役立つと言われております。危険な場所などに設置してはどうかお伺いします。

小項目3番目としまして、空き交番の解消について質問します。

市内には交番2カ所、駐在所が6カ所設置されております。佐屋地区の交番は2人1組で24時間交代をしながら地域の安全を守っております。パトロール中は不在であります。県内389カ所の交番のうち158カ所に交番相談員、警察官OBの方ですけれども、昼間の交番に配置されております。交番相談員についての見解、また本市で県に要請して配置してもらってはどうか、お伺いします。

次に、大項目2の福祉作業所の現状についてお伺いします。

我が国では1995年に策定されました障害者プラン、ノーマライゼーション7カ年戦略に従いまして、障害者の福祉施設の強化と社会のバリアフリー化が図られてきました。私は、障害を持つ人もそうでない人も同じように教育を受け、仕事を持ち、文化・芸術、スポーツなどの社会生活活動に平等に参加できる機会を得られる社会、共生社会を目指していきたいと考える一人であります。

平成19年の3月に策定された愛西市障害者計画、障害福祉計画の中での基本方針にも、自立と社会参加の促進という項目があります。その中には、社会参加や自己実現を目指すため、障害者の特性に応じた就労支援の促進を図ると記載されております。ぜひ安心して生活できる環境づくりを推進していただきたいと思っております。

先月、中日新聞に「障害者の給料倍増への試み」との見出しの記事が載っておりました。この内容は、授産施設で働く障害者の工賃を倍にするプロジェクトが、県と授産施設などでつくる県のセルフセンターによりスタートしました。施設で働く障害者の工賃は、現在月額平均1



万5,000円で、利用者の自立を促すためにも、国や県などは今後5年間で倍増を目標にしている。その具体策として、県などは中小企業診断士やプロのパティシエなどを派遣し、生産力の底上げを図っているとあります。2月12日には、名古屋市内のショッピングセンターで県内の25の授産施設が集まり、障害者の方が手づくりした製品を共同で販売したとの記事であります。将来、愛西市の作業所もこのようなところにも参加できるような取り組みを考えていただきたいと思います。これについては紹介だけとしまして、質問はまた次の機会にさせていただきます。

今回の質問は、愛西市の福祉作業所の現状について質問させていただきます。

1として、市内4カ所の定員と入所状況について。

2番目は工賃の現状について。佐屋のぞみ作業所はランクをつけて工賃を決めております。佐織の場合は、仕事のできる方、あまりできない方、全員一律であります。合併して3年になりますので、本市で同じ取り組みをすべきだと考えます。他のところものぞみ作業所のように取り組みができないか、見解をお伺いします。

3として、現在作業所は2カ所が直営で2カ所が委託である。将来はどのような体制で運営していくのかお伺いします。

以上、壇上にての質問を終わります。あとは自席でお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは私の方から、1点目から順次関係する部門について御答弁をさせていただきます。

まず最初の通学路の点検の関係でございますけれど、これにおきましては交通安全とか防犯対策の観点から、各学校におきましてPTAの役員さんとか、またスクールガードの方々、また地域によってはコミュニティー推進協議会の役員さん方の御協力を得ながら点検を行っているところでございます。

こうした点検を通じまして、各小学校が注意が必要であると認識している箇所、議員は危険箇所ということを言われましたですが、目線が違いますので、私どもとしては注意が必要な箇所ということにとらえておりまして、箇所といたしましては96カ所と伺っております。

また、注意箇所があった場合の対策でございますけれど、これにおきましては、教職員が現場を確認いたしまして、状況に応じて通学班を迂回させるなどの対応を行っているところでございます。

次に4点目の、子ども110番の関係でございますけれど、これにおきましては津島警察署の方から平成19年4月から22年3月までの、年度でいきますと3年度にわたりまして委嘱をして設置がされております。市内すべての小学校区内で現在168件の方をお願いをいたしておるところでございます。また、設置場所については、児童・生徒は当然ではございますし、あわせて地域の方々にも今後は周知を図っていかなければならないと、このようにも考えております。

5点目の安全マップの関係でございますけれども、通学路の点検結果を踏まえまして、学校

独自のものとしてはすべての学校が作成をいたしておりますけれど、議員御質問の地域全体を一つにしたマップというのは現在のところ持ち合わせておりません。私からは以上です。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、2点目、愛西プラザの西側の入り口の件と、3点目の北一色交差点の関係についてお答えをしまいたいと思っております。

まず、愛西プラザの西側入り口の交差点に信号機の設置をとということでお尋ねでございます。この交差点につきましては、愛西プラザの開発計画の段階で、開発業者との打ち合わせのときに、私どもも信号機が必要であろうということと業者の方と協議をいたしております。それと同時に、開発に対する住民説明会が行われましたけれども、その中においても信号機の設置を要望したいという御意見が出ております。そういうようなことを受けまして、愛西市の方からは既に津島警察署の方へ、平成19年2月1日に信号機の設置要望を出させていただいております。

この信号機の設置につきましては、その東側、いわゆる敷地内の道路が私道であるという問題とか、東の方へずうっと通り抜けすることができないと、こういったような御指摘を受けておまして、設置が難しいですよと、こういった御指示というか、要望書を出させていただいたときにそういった御意見を相手側の方からいただいております。私どもとしては機会をとらえて今後も要望をしまいたいと思っておりますけれども、実情は先ほど申し上げたようなところでございます。

それから次に、北一色の交差点の歩道用の設置の関係でございますが、議員質問の趣旨の中で述べておられるとおりでございます。この関係につきましても平成17年の6月21日、それから平成18年の6月30日、平成19年の2月1日と3回にわたりまして、愛西市の方から津島警察署の方へ、特にPTAの関係の方々ですが、大変危ないという御指摘もいただきましたし、現場も一緒に見てほしいということで現場の方にも出向いておりますけれども、そういう状況から、先ほど申し上げたように、幾度も要望書を申し上げるとともに出させていただいております。

しかしこちらの方も、現在ある車両用の信号機と申しますか、その信号機があるのでそれをもって、横断歩道もありますので車用の信号機とあわせてお使いいただければいいんじゃないかということで、まだまだそういった信号機が必要な箇所がありますので、まずそちらの方を優先させていただいてといったような御意見をいただいております。

ただ、先ほども申し上げましたように、いろんな部門部門、それから地元の方、そういったところからの御意見があることは十分心得ておりますので、こちらの方につきましても機会をとらえては要望を今後もしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

では私の方から、防犯の関係をお話し申し上げます。

御質問にあります防犯パトロールの活動状況はということでございますが、現在、私どもが

掌握しております市内の自主防犯隊、または個人活動という方々は12団体、7個人というふう  
に把握をしております。ただ、県の登録団体としては23団体ということで登録がされておしま  
すけど、八重ていると思います。この中にはスクールガードが12団体入っておりますので、そ  
んな形であろうかと思えます。ただ、スクールガード以外に、鯛江町は夜間のパトロールもや  
っておられますので御紹介をしておきます。

いずれにしても、スクールガードの皆さん方とそれぞれ遜色のない活動はしてみえると  
思いますし、登下校時に合わせて一緒に歩いたりという形で御活躍をいただいておりますし、  
私どもからは活動用のベストはお貸しをしておりますので、それで連帯感を持っていただい  
ているというふうを考えております。

ステッカーに関しましては、庁舎、市有の車においてはほとんどのものが張られていると思  
いますが、今、市民の方にもということでございますが、今私ども確認しましたのは4団体に  
30枚の貸し出しをしたということでございます。これはお申し出いただいて、御活動いただ  
ければと、また効果が出てくるものだというふうには思えます。

青色回転灯をつけた車でございますが、確かにこの19年度から1台導入して、地域安全相談  
員の警察OB、十川さんが乗っておってくれます。それぞれの庁舎を回ったり、地域の登下校  
時に合わせて出ていっていただいたりという形で、今させていただきますが、ただこの  
青色回転灯は、パトロールを行うには警察での講習が要りますので、いきなり貸し出しを申し  
出られても、夜間やるからと言われても、その方が講習を受けているかどうかということにな  
ります。そういう申請等のお手伝いは職員でさせていただきますので、地域的にあればまた教  
えていただきたいと思えますし、またそれぞれの民間車両、これも車を特定しなきゃならん  
と思えます、たしか。そこもやはり特定をして、活動の概要等も申請しなきゃなりません。そう  
いう中で、団体の皆さんがそういうことをやっていただけるということであれば、またお手伝  
いもさせていただきますということになります。

それから、青色防犯灯につきましては、確かに私ども承知しておりますのは、奈良県で初め  
てつけてということで、犯罪者に、人目を避けたいという心理に影響を与えるのではないかと  
いう言い方がされております。

ただ、昨年11月に私どもの職員が愛知県の中で開催された講習会の中では、防犯設備協会と  
いうところが、青色照明灯の効果については、現時点では不明であると。現在もそれぞれの団  
体で研究をされているもので、現状としては防犯灯の機能としては今、私どもが取り入れてい  
る白色の32ワットの方がすぐれておるのではないかという話もあったようです。ただ、確証は  
とれておりません。まだ今後しばらく、もう少し推移を見てみたいというふうに思えます。

それから次に、空き交番、不在交番といった方がいいかもしれませんが、警察官の交代時  
とか、いろんな外の巡回等でお伺いしても御不在だという中で、交番相談員という警察のOB  
の方に御委嘱を県警がしております。これのお話かと思えますが、確かに市内2交番、6駐在  
所あります。電話では、確かに津島警察に、不在の場合にでも届くようにできるようにはなっ  
ておりますけど、電話ですれば無線でまた近くにおられる方を呼んでいただくという手順には

なっておるようでございますが、確かに不安は不安だろうと思います。

いずれにしても、私どもとして、先般津島警察署に確認をしましたところ、東部の方の交番には配置するという事はなされておるようですが、これは犯罪数のかもしれませんけど、いつ何があるかわかりませんので、私どもとしてもそれぞれ警察の方にはお願いをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉作業所の現状についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず4カ所の定員と入所の状況でございますが、3月1日現在でお答えをさせていただきます。のぞみ作業所につきましては、定員30人に対しまして現在利用者は24人でございます。それから、立田福祉作業所につきましては、定員15人に対し利用は8人、八開福祉作業所につきましては、定員10人に対して利用は5人、佐織福祉作業所につきましては、定員30人に対して利用は22人という状況でございます。合計いたしまして、定員85人に対しまして59人の利用ということが3月1日現在でございます。

それから工賃の状況でございますが、お話のように佐屋ののぞみ作業所につきましては、仕事のできる人とかランクをつけて工賃を決めておるわけでございます。他の作業所につきましては一律で支給をしておるわけでございます。

のぞみ作業所のようにランクをつけて工賃を決めることができないかというお話でございますが、のぞみ作業所につきましても当初から今の状況であったわけではなく、いろいろ試行錯誤といいますか、保護者さんと相談の上で、いろいろこういう経緯で来ておるわけでございます。他の作業所も同様、保護者さんと話し合いとか、そういった形でこういうふうになってきておるわけございまして、やはり利用者さんといいますか、保護者さん、そういった方々と相談をしながら、統一をしていくのか、現状のままでいくのか、そういった話し合いはやはり利用者の意向もあるということを思いますので、今後の課題ということにさせていただきたいというふうに思えます。

それから、作業所の今後の問題ですけれども、現在四つの作業所を今後どうしていくかということは今協議をしております、利用者につきましては毎年増加していく状況にあります。20年の4月にも4名入ることが決まっておりますが、その前も、19年も2人、18年も2人ということで、佐織養護学校あるいは支援学級等の状況を見ますと、今後も入所者はふえてくるということを思いますので、やはりこういった今の定員は維持していきたいというふうには思っております。

それから運営ですけれども、二つが直営で二つが委託という形でございますので、私どもといたしましては、佐織の福祉作業所が指定管理の期限が平成22年度末でございますので、その1年前、21年中には何らかの結論を出していきたいと。22年にそういった手続を踏んで、指定管理が切れる23年度からは何らかの統一したといいますか、一つの方向性を考えていきたいと、そんなことで今案を練っているところでございます。

それともう一つ問題になりますのは、今までは県の小規模作業所の補助金をいただいて運営

をしていたわけですが、その制度が恐らく近いうちに廃止になって、自立支援法に基づいた施設ということに移行していかなくてはならないという問題もありますので、そういった問題も含めて保護者の方と相談しながら、次の指定管理が切れるときに向けて四つをどうしていくかということ相談していきたい、そんなふうに思っているところでございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

答弁ありがとうございました。

それぞれ何点か再質問をさせていただきます。

一番最後のところから、今、部長の方から答弁をいただいたわけでありまして、まず今佐織の方、指定管理ということで22年に切れると。私も今回の質問は工賃、作業の方、愛西市一本になったものですから、その4カ所のところの作業している方が公平というか、そういうことで今回質問をさせていただきました。

のぞみ作業所も訪問させてもらって、いろいろ担当者の方にも聞きました。佐織の作業所の方のところもお伺いさせてもらって、作業風景も見学もさせていただきました。やはり公平といいますか、平等ということで、片や今一律ですが、本当に時間内でやってみえる人と、またその時間内でなかなか手が動かない人も見えるわけですね。そういう人が本当に果たして一緒にいいのかという、それが本当に平等なのかなあという思いがします。

ですから、部長が今おっしゃったように、23年度にまた検討をしたいということでありまして、その前に、もう合併して3年、4年目になろうかとしているわけです。どうしてその間にできないかということで、再質問をさせていただきます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

23年から検討するというわけではなくて、22年度末で切れますので、要は23年の3月31日で切れますので、23年の4月からまた改めて指定管理でいくということであればその前にそういう手続をしていかなければなりませんので、その1年前には何らかの方向を出していきたいというふうには思っております。

今の工賃の一律一緒でいいかという問題でございますけれども、確かに重度の方ですとか、作業が十分やれる方、いろいろ市町村の作業所は障害者の方たちの最後のとりでみたいなところでございますので、できるだけ広範な障害のお持ちの方も受け入れてきておるような現状がありますので、障害には当然いろいろ差がありますけれども、重度の方にとってはあそこへ来るだけでも十分そういった工賃をお支払いさせていただく価値があるといえますか、そういうことで、どんな方でも毎日来るだけでも工賃の対象にするとか、いろんな考え方があるわけですが、そういったこともよく保護者の方と相談をしながら、やはり一律がいいという方もお見えでしょうし、差があった方がいいという、いろいろな御意見があると思っておりますので、その辺はよく保護者の方と相談していきたいというふうに思っております。

**○6番（榎本雅夫君）**

確かに、部長おっしゃったようにいろんな考え方が見えて、私もその作業所に行かれている保護者の方からも相談を受けたわけでございます。

いずれにしても、本当に直営であっても委託であっても、同じ愛西市のところで作業をしてみえるということで、ほかの市町村の福祉協議会もみんな少しずつランクといいますか、つけながらやっているということでございますので、何とかまた保護者の方とも相談していただきながら、のぞみ作業所のような体制にさせていただきたいと思います。そういうことでこの質問は終わらせてもらいます。

そうしたら通学路の方に戻りまして、通学路の点検でございます。

先ほど教育部長の方からも答弁がありました。注意が必要として認識しているところは96カ所あるということで、恐らく各学校で5カ所ぐらいがそういった場所なのかなあとということ。それに対して教職員が安全対策に取り組んでいるということでもあります。いずれにしても子供の目線で通学路の点検を定期的に行っていただきたいと思います。

2点、再質問ということでお願いします。

通学路の変更については、私もいろんな相談を受けたりして、危ないところを変更してくださいということで、それはPTAと学校と相談で変更できるということでありました。横断歩道についてはどうかなあと。よくここは通学路で通るんだけど横断歩道はないとか、あるいはここに今あるけれども、それを撤去してよそにつけてほしいとか、そういった変更はできるのかということと、あとまた子ども110番、周知を通学の関係だけじゃなくて周知をしていくということでもありますけれども、またそういった110番の家をふやすことはできるのかどうかと、2点をお伺いします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

まず子ども110番をふやすという関係につきましても、これ警察の方から3年周期で一応お願いがされておるといようなことで、津島警察署の職になっております。そういうようなことで、3年ごとに見直してきておりますけれども、ちなみに今回で2回目でございますが、16年から19年の3月までの3年間におきましては174カ所の委嘱をされておったわけでございますけど、今回におきましては168カ所に減ってきております。これ増減の関係については、地域とかまた委嘱されておった方の家庭的な事情等もあって変更になってきていると思いますけれども、これにおきましても、ふえるということにおいては警察の方とも話をしなければなりません、これは3年間の指定ということになってきておりますので、今度の見直しの段階で変更という形になってくるのではなかろうかなあと、このように踏まえたい。

それから、通学路に関連しての横断歩道の関係でございますけれども、私から御答弁させていただくべきことではないと思いますが、私が承知している限りだと、横断歩道におきましても公安委員会さんが告示をされて決定しての歩道になっておりますので、PTAさんなり私どもが思うような変更というのはちょっとどうかなあと、そういうふうなことに思うわけでございます。以上です。

#### ○6番（榎本雅夫君）

どうもありがとうございました。

もう1点、通学路というか安全マップについて再質問をさせていただきます。

今、学校でつくられているということでありますけれども、壇上で話したように通学路以外での危険な場所について、地域の方と連携してそういった地域の安全マップをつくってはどうかかなあと思うんですが、もう一度お伺いします。

**○教育部長（水谷洋治君）**

地域一帯を交えた安全マップということですが、そうしますと我々学校はPTAさんなりのいう方の目線と、また地域との関係で、当然連携のもとにつくらなければならないと思っておりますので、調整を要することになります。このようなことにおきましては受けとめて、できるものであれば対応してまいりたいと、このように考える次第でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

あと防犯についてでございます。

今防犯パトロール中のステッカーも4団体、希望者に30枚ほど貸与しているということでありますので、また地域の方に周知をしていただいて、お願いしたいと思えます。

あと青色回転灯についてでありますけれども、今1台走っておるということでありますけれども、やはりこれは地域の住民に安心感を与える効果があらわれていきますので、増車に関して具体的にいうような考えはあるかどうかお伺いします。

**○総務部長（中野正三君）**

新たな車両を購入するという考え方には、現時点では申し上げられません。ただ、その所属といいますか各庁舎の職員、今講習を受けているのは総務の職員しか受けておりませんので、それを地域地域といいますか、各庁舎ごとでふやしていく。そして地域で御利用いただける方々が、そういう申し出があればお貸しすると、確認をしてですね。そういうことになろうかと思えますが、よく私どもとしても職員と話してみたいと思っています。

**○6番（榎本雅夫君）**

あと、その青色回転灯についての一般の方への手続、いろいろ講習会等もありますけれども、例えばその講習会にも参加して、いろんな規約も全部出してやろうとして、青色回転灯をつける段階になったときに、そういった支援というのはできるんでしょうか、お伺いします。

**○総務部長（中野正三君）**

私ども、御相談があればその手続、その書類の作成の方法ですね。ですから御熱意があれば、また御相談をいただければ私どもとして講習会のつなぎといいますか、津島警察との関係もお手助けをさせていただきたいと考えております。

**○6番（榎本雅夫君）**

あと青色照明灯について、現状のままでいくということですが、近隣の事例ということで、中日新聞にも載ってございましたけれども、津島市の防犯協会が名鉄青塚駅周辺の街灯29ヵ所を青色に変えた。その理由として、知立とか大府市の電車沿いの道などで青色街灯に変えた結果、犯罪が減ったことを知り取り入れた。また、2月の中日新聞でございますけれども、一宮市はひたくりや痴漢も目立つということで、開明駐輪場に11灯を設置し、また3月にも栄の第3駐輪場にも十数灯設置するとの記事が載ってございました。

このように他市の事例もありますので、また先ほど総務部長もおっしゃいましたけれども、いろいろ検討してということでございますので、要望ですがよろしくお願ひしたいと思います。

空き交番についてでありますけれども、私は何回か市民の方から携帯電話でいただいて、地域、学校のそばに不審者がおるということで、2回ほど交番に行ったんですが、警察の方が見えなくて、そういった経験もあります。3回目行ったときに2人見えて、聞いたところが、そういったところで、もちろん24時間交代でしているんですがということでありました。

これは要望でございますけれども、県の方にまたそういった交番相談員という方も見えるそうでございますので、また県の方に要請をしていただきたいと思います。

最後に市長に、安心・安全についての考え、思いをお聞きして終わりたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

安心・安全も、愛知県もこれがキャッチフレーズになっておりますし、県とも連携をとりながら、あるいは先ほど来出ております防災の面につきましても一層充実したものに考えてまいりたいと思っております。

**○6番（榎本雅夫君）**

安心して生活することのできる地域社会を築くのは市民の共通の願ひでありますので、安全対策の推進をよろしくお願ひします。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで6番議員の質問を終わります。

ここで15分休憩をとります。

午後4時22分 休憩

午後4時37分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

ただいま休憩中に議会運営委員会が開催をされました。その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

**○議会運営委員長（柴田義継君）**

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、あすの一般質問の開始時間について協議をいただきました結果、午前9時からと日程を変更することに決定いたしました。以上、報告をいたします。よろしくお願ひいたします。

**○議長（佐藤 勇君）**

はい、御苦労さま。ただいま議会運営委員長の報告にありましたとおり、あすは午前9時より会議を再開しますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは休憩前に引き続き、一般質問の通告順位8番の14番・小沢照子議員の質問を許します。

**○14番（小沢照子君）**



議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして、成年後見制度の利用促進について、学校の2期制の現状と今後の取り組みについて、それから乳がん検診の充実についての  
大項目3点につきまして質問をさせていただきます。

まず最初に、成年後見制度の利用促進についてでございます。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度があり、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人の財産管理や身上看護、いわゆる介護施設への入所・退所についての契約、また遺産分割などの法的行為等を自分で行うことが困難な方々を保護し支援する制度で、平成12年4月に介護保険制度とともにスタートいたしました。

介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行したため、それを補完する目的もあり同時に施行されたのですが、介護保険制度ほど利用されていないのが現状でございます。この制度がなかなか普及しないのは、制度の使い勝手の点もさることながら、安心して頼める後見人が身近にいないことや、後見人を弁護士や司法書士、社会福祉士などにゆだねる場合の月約3万円程度の謝金の支払いは年金生活者の方々には負担がかかります。また、弁護士などの専門職の人数が限られているのも現状で、これらの後見人不足や経済的負担などの問題を解消するために、先進の自治体ではボランティアによる市民後見人の養成に取り組んでおります。

これからますます高齢化が進み、ニーズがふえることは必然でございます。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、学校の2期制の現状と今後の取り組みについてでございます。

公立の学校の学期につきましては、従来は都道府県の教育委員会が定めるとされておりましたが、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画におきまして、地方分権を推進するという観点から、市町村の教育委員会が定めることとなり、平成11年4月より施行されております。

本市におきましては、合併前の平成14年度に永和中、佐屋中、16年度に佐織中、佐織西中、八開中、そして18年度に立田中と、市内全中学校が2期制で運営をされております。

そこで、この2期制に対する生徒、教師、保護者の皆さんの御意見、感想等はどうなのがあるのかお聞かせください。そして、2期制にはさまざまなメリットがあると思いますが、その内容と、またこの制度が採用されてそれぞれ6年、4年、2年と経過いたしました。今後の課題等がありましたらお聞かせください。

そして、自治体によっては小・中一貫してこの2期制を実施しているところもありますが、本市におきましては、小学校に導入するお考えがあられるかどうかお伺いをいたします。

次に、乳がん検診の充実についてでございます。

今、日本人の国民病ともなっているがんは、2人に1人が罹患し、3人に1人が死亡する時代が来ると言われております。我が国では、ことしから女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすことを支援するため、3月1日から3月8日の国際女性の日までを女性の健康習慣とし、社会全体が一体となってさまざまな活動を展開することとなりました。

そこで今回は、女性特有の乳がんの検診についてお伺いをいたします。

1点目の制度の充実でございますが、現在の乳がんの検診は、主に医師による視触診プラス超音波検査と、視触診プラスエックス線撮影、いわゆるマンモグラフィーによる検査の2種類がございます。検診としては、乳がんの死亡率が低いマンモグラフィーによる検診が望ましいのですが、平成19年度までは集団健診のみで、個別検診には実施をされておられません。

20年度の予算案にはマンモグラフィーの個別検診が予算計上されておりますが、どのような対応なのかお聞かせください。

2点目に、受診対象年齢の拡大についてでございますが、住民の皆さんの中には、年齢制限を設けず希望する女性ならだれでも受診できるようにしてほしいとの声がありますが、この点はいかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、検診料の低額化でございます。これも住民の方々の御要望が多くお尋ねをさせていただきますが、御見解をお伺いいたします。

以上、大項目3点につきまして、御答弁よろしくお願いたします。

#### ○市長（八木忠男君）

小沢議員の質問にお答えをいたします。

市民後見人の養成をとということの質問でございます。

後見人のこうした制度につきましても、社会環境あるいは生活環境の周りを見ても、人間関係といたしますか、そんな希薄さも相まってなかなかこの後見人制度、難しいという判断もしているところでありまして、まさにいろんな状況の方を見ていただく、そうした方は必要でありますので、御指摘いただきましたそうした先進地、勉強などもさせていただいて、どんな手だてで私ども進めるといいかなあと。ボランティアのお話もありましたし、そうした講座の御指摘もございました。一度そうしたことをよく勉強させていただいて、進めてまいりたいと思っております。

細かい点につきましては、担当の方から説明申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

成年後見制度を補完する意味での市民後見人の制度でございますが、悪質商法等の被害者となったり、虐待の被害の対象になったりすることが多うございますので、そういったことを防ぐ意味からでも、先ほど市長が申し上げましたように、いろいろ他の事例等をよく研究していきたいなあとというふうには思っております。以上でございます。

#### ○教育長（五富利清彦君）

それでは2期制につきまして、現状と今後の取り組みにつきましてお話をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられましたとおり、14年度から旧4町村の中で進めてまいりまして、市になりまして18年度で全中学校が2期制を取り入れることになりました。現在、混乱もなくスムーズに進めさせておっていただくわけでございますけれども、現場の声ということでお聞きでございますので、二、三拾い上げてお話をさせていただきます。

まず生徒につきましては、1学期末、部活が専念できるんだと。大会まで集中してできると

というようなお話。それから長期休業中を定期テストの勉強に有効に利用できる、これが生徒の声でございます。それから、教師につきましては、学期末の事務が軽減されて、授業と部活に専念できる。授業で課題にじっくり取り組ませることができる。保護者につきましては、おおむね良好ととらえていただいておりますけれども、学力の面で不安がある。あるいは受験に不利ではないかな、そんな声もございます。生徒につきましてもこの保護者と同じような声もございます。そんなことで今、現場の方では進んでおるわけでございます。

ただこの2期制のメリットといたしまして、まず授業やあるいはいろんな活動の時間がふえまして、教師と生徒がじっくり向き合うことができるということ。それから、その中で繰り返しの学習やら基礎学習力の定着や、あるいは教育相談の充実につながっていくんだと、それが一つのメリットでございます。

それからもう一つは、中学校におきましては教科担任制でございます。したがって、美術、音楽、技術家庭といった週1時間の授業のものにつきましては、ともすると今までの1学期の中ですと三、四回しかできない場合が出てくる。したがって、10月まで行いますことによつて、そのスパンが伸びます。そういった中でじっくりと作品づくりができたり、あるいは評価についてもきちっとした評価がさらにできていくんじゃないか、それが大きなメリットでございます。

ただ課題といたしましては、定期テストが今までより2回減ってまいります。したがって、その間隔が広がることによつて生徒たちの学習意欲が持続しなかったり、あるいは評価においても定期テストの回数が少ないのではという声を聞くことがございますけれども、評価につきましては日々の学習に対する評価をすることが大切であると、そんなことを考えておりますので、ただテストだけの評価ではないということにとらえております。

それから、現時点において小学校でどうなのかということもございますけれども、小学校においては現在導入することを考えておりません。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは私の方からは、乳がん検診の充実についてということで御答弁させていただきます。

先ほど、制度の内容につきましては議員がおっしゃっていただいた内容そのとおりかと思っておりますが、国はこのがん検診に関します検討会の中間報告の中で、このマンモグラフィー（乳がんエックス線撮影）と視触診の併用によります検診については、乳がんの死亡率の減少効果が高いということを言っております。この方法で実施するよう提言をされておるところでございます。

それで、愛西市におきましては、現在保健センターで実施しております集団検診についてはマンモグラフィーの撮影装置を導入しております。そして、愛西市、弥富市、海部郡内の指定医療機関ではこのマンモグラフィー撮影装置が整備をされていないといったような状況、先ほど議員おっしゃっていただいたような状況でございます。医療機関にこうした装置が整備をされていないということで、個別検診においては超音波で実施をしておるのが多いという状況でございます。

そして、20年度に予算が一部入っておるというお話の件でございますが、この有効性を高めるための指定医療機関にマンモグラフィーの撮影装置の導入を、それぞれお願いをしておるところでございますが、新たに1医療機関におきましてこのマンモグラフィーの撮影装置が入ることになりましたようでございます。それで、個別検診についてもこうしたことが可能になるということでございます。

次に、年齢の拡大でございますが、この年齢の拡大につきましても経緯を御説明申し上げますと、1987年老人保健法に基づきまして乳がん検診が実施をされたときに示されました対象年齢が30歳以上の女性とされたようでございます。しかし、30歳代の女性については、乳がん検診の有効性に関する根拠となるものとして、がんの検診に関する検討会というものがあるようでございます。こちらの方の研究班から報告がないことから、2004年、国は乳がん検診の対象者を40歳以上の女性とするよう、がん検診に関する検討会の中間報告の中で提言をいたしました。

こうしたときに、既に海部郡内は郡内の乗り入れで個別検診を実施いたしておりますので、対象年齢を統一させる必要があったようでございまして、30歳以上のままで実施する方向でまわっております。それ以来、現在においても国の対象年齢を拡大して30歳以上の女性の方を対象に乳がん検診を実施しております。

なお、国の方においては40歳未満の乳腺密度が高い時期の方の検査の有効性について調査並びに研究を続けておられるということで、有効性の高い検査が報告されれば対象年齢も下がってくるものと言われております。それに伴いまして拡大を図っていきたくて考えております。

次に、検診料の低額化ということでございますが、現在、愛西市並びに弥富市、海部郡内では郡内乗り入れで個別検診を実施いたしております。先ほど申し上げたようなことで。

それで海部医師会と行政との話し合いの中で、郡内統一の委託料、検診料を定めております。個人負担の受診料につきましては、お1人1,000円ということになっておるようでございます。委託料は医療保険点数に準じて設定をされておるようでございます。したがって、医療保険点数が下がってまいれば検診料もそれに伴って下がるというふうに言われておりますが、一概に低額化を図ることはできず、検診全般に言えることでございますが、検診に対する受益者の方の一部負担を考えていただきたいと、こんなふうに思っております。以上でございます。

#### ○議長（佐藤 勇君）

途中でございますが、ここでお諮りをさせていただきます。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

お待たせしました。14番・小沢照子議員、どうぞ。

#### ○14番（小沢照子君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、最初から再質問させていただきます。

成年後見制度でございます。御答弁が非常に簡単でございました。私が3月3日の日に通告書を提出させていただきました。そういたしましたら、翌日と翌々日、3月4日と5日の日に、ある新聞にこのように成年後見制度ということで「成年後見制度が危ない」というタイトルで掲載されておりました。非常に今このことについては興味もあり、ニーズもあり、関心が深いことでございますので、もう少し市行政として研究といいますか、検討あるいは研修をしていただきたいと思います、今御答弁をお聞きしての感想です。

ですので、私は1時間時間をいただいておりますので、ちょっとよろしいでしょうかね。成年後見制度ということで、先ほど簡単に壇上からも申し上げましたが、この成年後見制度がスタートして7年がたった昨年の3月現在ですけれども、この利用累計と申しますか、申立件数が全国で12万3,000件があったと。それで170万人の認知症患者に対して10分の1にも達していないのが現状である。後見人不足も指摘される中、市民の力に期待が集まっているということで新聞に掲載をされておりました。

この民間専門職後見人も非常に手薄な状態は同じでございますが、司法書士の方々がつくっておられる社団法人成年後見センター・リーガルサポートの専務理事さんがおっしゃっておられることなんですけれども、「リーガルの後見人候補者2,600人の受任件数は6,000件を超えている」と。数が年々ふえるため、新たな引き受けは難しくなってきた。専門職や親族に次ぐ第3の後見人として、市民後見人は不可欠であるとお話をされております。

この市民後見人は、自治体やNPO法人などに養成された一般市民による後見人を指すわけでございます。東京都や大阪市、また三重県の伊賀市社会福祉協議会などが既に養成を進めております。また実際に後見人に専任される人も出てきているということでございます。

問題としては、市民後見人をバックアップする体制も必要になってくるかと思っておりますけれども、高齢社会NPO連絡協議会として、市民後見人を支えるNPOの設立を呼びかけて、社会福祉協議会や家裁、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し活動を支える考えがあるそうでございます。専門職の後見人が財産や暴力団絡みの困難な事案を扱い、市民後見人は日常の金銭管理のような安定した活動を扱うなど、活動範囲を分担させる考えも出てきているそうでございます。

先ほどのリーガルサポートの専務さんは、もう4月から裁判所や社会福祉協議会などと市民後見人の活動の枠組みを協議する場を持っていきたいと、そのようなお話をなさっているようで、じゃあどういふ人が市民後見人と、どういふ方がなり手なのかということになってくるわけですけれども、今、団塊の世代の方が大量に退職をされておられます。会社を定年退職し、社会貢献に意欲的なシニア層を想定して、そして養成講座で法律とか介護保険、また認知症などの知識を身につけた市民が後見人の候補となるということでございます。実際に裁判所から専任をされれば成年後見人として活動していくこととなります。ただし、日常のサポート、先ほど出ておりましたが、財産管理は市民後見人でも対応できますが、法律の専門になると難しいため、弁護士、司法書士の方々が後見人、監督人としてアドバイスをするバックアップ体制

を整えることも必要であると、そのような市民後見人でございます。

壇上でも申し上げましたが、高齢化も進んでおりますので、使い勝手の悪さでニーズがあまりはっきりしないかと思いますが、これからいろいろ勉強したいとかいうお話でございますけれども、取り組みに対しては始めるとか、そういう養成の取り組みを始めると、そういう意思はございますか、お伺いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

今回の制度につきまして、有効利用を図る上での課題ということをおっしゃるわけですが、これはまず後見人、あるいは市民後見人ですが、こういった制度の周知と利用の支援ということがまず上げられるのではないかなあというふうに思っております。

先ほど御質問の中にもありましたように、なかなか制度を利用する手続きが煩雑であったりしておりますので、そういったことで利用が少ないというお話がございました。私どもでは地域包括支援センターですとか、障害者相談支援事業所なんかでは、その業務の一つとしてこういった権利擁護に関する支援が位置づけられております。特に地域包括センターは18年にできたわけですが、そのときにもはっきりそういうことを言われておるわけがございまして、そういった相談などを通じまして利用を促進する仕組みをつくっていく、そういったことが必要ではないかなあというふうに思っております。周知をするということも、もちろん必要かというふうに思っております。

それから二つ目として、そういった多様な後見人の確保、養成、利用促進によりまして、潜在的なニーズの掘り起こしをすることによりまして、それに対応する後見人、あるいは同じ市民として身近な立場で支援をしていただく市民後見人の養成が必要になってくるのではないかなあというふうに考えております。

それから、専門家ではない市民後見人が的確に後見活動を行っていくためには、継続的な研修ですとか、活動に関する相談、適切な調整等が必要になってくるというふうに思いますので、そういった方々を支援する仕組みをどうつくっていくか、そういったことが必要になってくるのではないかなあというふうに思っております。

したがって、私どもとしては段階的に取り組んでいくということで、まずそういった制度の周知、あるいは利用の支援、先ほど答弁させていただきましたこういった制度の研究、そういったことから取り組んでいきたい、そんなことを先ほど申し上げたようなわけがございまして、よろしくお願いたします。

#### ○14番（小沢照子君）

ただいま支援事業の内容も少しお話がございました。

平成20年度の予算案によりますと、成年後見人等報酬助成費として、判断能力が十分でない障害者等を保護する成年後見人等の報酬を助成するというので、19年度が20万円、20年度33万6,000円と微増になっておりますけれども、これは報酬の助成でしょうか、それとも手続でしょうか。余りにも金額が少ないような気がしますけれども、お伺いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど申しあげましたように、地域包括支援センターにそういった利用に関する業務が位置づけられたことによりまして上げておるわけでございますが、成年後見制度利用支援事業といまして、後見制度の利用が必要であるが、精神障害者や認知症の高齢者、知的障害者などで本人に判断能力がなく、後見等の申し立てを行う親族がない場合など、助成を受けなければ成年後見制度が難しい方につきまして、こちらは市長が申立人となりまして申し立てにかかる費用を市が負担するというものでございます。

19年度におきましては、知的障害の方と痴呆の高齢者の方と2件、こういった地域包括支援センターの方で申し立てをしておるわけでございますが、そういった経済的な理由で負担ができない方に対する手続に要する費用と、それから報酬もこの中に含まれておりますが、今のところ先ほど言いました2件の方につきましても、経済的に特に問題があるというわけではありませんので支出する予定はございませんが、必要であれば、私どもとしては十分な支援をしていきたいと、そんなふうに思っております。

**○14番（小沢照子君）**

そういたしますと、確認ですが、これは手続の費用ということですね。月々の謝礼という報酬の助成ではないわけですね。まず手続をする際の助成ですね、確認ですけど。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

裁判所に最初手続をせないけませんですけども、そういった手続の費用と、それから大体後見人になっていただく方の報酬は1万円から3万円、月額そういった値段になるようなんですけど、これは裁判所が決めるわけですけども、そういった報酬の分も含まれております。

**○14番（小沢照子君）**

月々1万円から3万円の報酬も含まれております。そういたしますと、これは何人分でございますか、予算として。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

失礼しました。

在宅の方が一応2万8,000円ということで報酬を決めさせていただいて、12ヶ月の5人分、それから施設の方がありますと1万8,000円の12ヶ月の5人分ということで組ませていただいております。扶助費の方で、成年後見制度利用支援事業ということで276万円組ませていただいておりますが、その内訳でございます。介護特会の方の扶助費でございます。

**○14番（小沢照子君）**

私がお聞きしておりますのは、支援事業ということで成年後見人と報酬助成費が昨年は20万計上で、20年度は微増で33万6,000円でございます。これは、もう一度確認させていただきませんが、手続の費用の助成なのか、それとも月々の今おっしゃられました1万円から3万円、大体1ヶ月2万8,000円ぐらいだとお聞きしておりますけれども、その月々のお礼の助成であるか、ちょっとそこら辺を、また何人分かということをお伺いしております。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

予算としては1人分でございます。

○14番（小沢照子君）

19年度も1名ですか。で、20年度も1名分ですか。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

そうです。

○14番（小沢照子君）

じゃあ19年度予算が20万ですが、決算はお幾らでしたか。

○社会福祉課長（杉 勝巳君）

申しわけございませんが、その数字は現在持ち合わせておりませんので、よろしく願いをいたします。

○14番（小沢照子君）

それでは、わかりましたときにまたお知らせいただきたいと思います。

判断能力が十分でない障害者等と、障害者とあと認知症の方も含まれるんですか、「等」と書いてあるということは。そこだけの確認をしておきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

社会福祉費の方で組ませていただいている分については、障害の方の方でございまして、先ほど276万何がしと言いましたのは高齢者の方で、二つに分けて組んでおりますので、失礼いたしました。よろしく願いいたします。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、障害者ということですね。別枠で高齢者はございますのでね、予算がね。

1名分、実績で1名となっていると思いますけれども、これは周知をしますとふえてくるかと思えますけれども、これの助成をされる判断基準というものはございますか。所得とか、あるいは障害の程度とか、もしわかりましたらお知らせください。

○福祉部長（加賀和彦君）

本人さんの状況とか家族、親族の状況、そういったことをいろいろ調査いたしまして、支払い能力の判断をさせていただくことになると思います。

○14番（小沢照子君）

ありがとうございました。

大項目2点目の学校2期制でございます。

教育界、教育現場といいますか、聖域といいますか、なかなかいろんな意見とか踏み込みにくいところではございますが、長年続けられてきた3学期制を2期制へ転換されたということは、意識革命が伴わなければ実現しなかったことではないかと思っております。その中で導入ができたということは、やはり大きな勇気といいますか努力があったということで、非常に評価できると思いますけれども、差し支えなかったらどのような経緯で導入されたのかお聞かせください。

○教育長（五富利清彦君）

経緯と申しますのは、基本的には14年度から始まりました前学習指導要領、いわゆるゆとり



の時間あるいは総合学習の時間の導入、それから授業時間数の削減、そんなところから、少しでも授業時間が確保できないか、これがまず第1点でございます。そのために行事の見直し、あるいはその他教育活動見直し、そして少しでも多く授業時間数が確保できるように、そしてその中で少しでも生徒の学力がつけていけないか、これが第2点目でございます。3点目は、親さん方とゆったり話をし、そして進路指導等ができればということで導入をしてきたのが経緯でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

ただいまの経緯をお聞きしまして、また先ほどのメリットをお伺いしました。

これが保護者の方からのお話もございますが、小学校に導入できないネックは何でございませうか。

#### ○教育長（五富利清彦君）

実は、14年度に導入する時点におきまして、旧佐屋町と、それから旧佐織町の小学校の先生方に一度検討をお願いいたしました。しかしながら、あまり多くのメリットがないというようなお話でございましたので、そのままになっているのが現状でございます。

しかしながら、この新しい指導要領に今度移行していくわけでございますので、同じ状況の中で時間数がふえてまいったというようなことも考えまして、一度小学校の学校長の方には検討するようにお話をさせていただきます。

ただ、教育委員会からこうしてくださいと言うんじゃないかって、やはり教育を預かっていたいておるのは現場でございますので、現場の声を十分配慮しながら、現場の方で導入しようということであればバックアップをしますし、どうしてもだめということであればそのままに行くだろうということを思っております。以上でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

よくわかりました。よろしくお願ひいたします。

それでは3点目、乳がん検診でございます。

制度の充実で、ただいまの御答弁でマンモの検診ができるところが一つ、医療機関があるということでございますが、どこでしょうか。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、医療機関のお名前を申し上げますが、ちょっとその前に、先ほど私3点目の検診料の低額化のところの一部負担といいますか、検診料の金額を1,000円と申し上げました。大変私の勘違いで申しわけございませんが、1,400円に訂正をさせていただきますので、その点よろしくお願ひを申し上げます。

それで検診機関、愛西市、弥富、七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江と、それぞれ乳がん個別検診の委託医療機関は決まっておりますが、その中で新たにマンモグラフィーを導入いただけましたのが、蟹江町にございます飯田ファミリークリニックというところでございます。

#### ○14番（小沢照子君）

集団ですとマンモで検診していただけるんですけれども、受診する側の勝手かもしれません

が、日程、あるいは体調等でその日にち、時間に行けない場合が多々ございます。個別ですと都合に合わせて検診に行けることも、皆さんがお話よくしておられますけれども、同じくこの20年度の予算書を見ますと、個別のマンモが100名ほど予算が上がっております。

ただいま1医療機関ということですが、そこでは愛西市以外に他の市町村ではどこがそこで受診をするようになっておりますでしょうか。人数もわかったら教えてください。

**○健康推進課長（山田重夫君）**

お答えします。

20年度の予算につきましての100名につきましては、先ほど申し上げましたこの飯田ファミリークリニックが1件ございますので、個別で、ここで20年度から受診をされる方が恐らくという人数で予算計上してあります。以上です。1件だけです。

**○14番（小沢照子君）**

それは部長の御答弁でお聞きしましたけれども、このマンモの検査装置というのは非常に高価なものであり、また読影医もなかなかいないということで、超音波の検査をしていただける医療機関はたくさんございますが、マンモの方は今1医療機関だけだとおっしゃられました。

そこで今お伺いしたのは、20年度の予算案にマンモが100名ほど計上されておりますが、1医療機関ですね。海部郡内と申しますか、ほかの町村も個別のマンモを希望する方はそこで受診されると思いますけれども、他町村は枠として何名ぐらい予定されておりますか、わかりましたらお知らせください。

**○健康推進課長（山田重夫君）**

この1医療機関で海部地区の八つの市町村がここへ集中する申込者は幾つぐらいということは見つかっていません。

カバーとしては、集団のマンモでよく申し込みされますので、こちらの方が結構多いという認識で進めます。以上です。

**○14番（小沢照子君）**

2点目の年齢の拡大の件でございます。

今御答弁の中に、国の提言では40歳以上になっているけれども、海部郡、愛西市もそうでございますが、30歳以上で10歳も拡大されている点でこれは非常にいいことなんですが、有効性が高い検査の報告をされればまた対象年齢も下がると。そうなったときにはまた拡大を図っていく、こういうことではございましたね。ぜひとも拡大を、20代後半でも乳がん罹患された方をお聞きするわけですので、年齢の拡大をよろしく願いいたします。

それからこの年齢の件でございますが、19年度の各戸配布の愛西市成人保健事業のお知らせの中の個別健康診査の7番目の乳がん検診で、「30歳から39歳の女性」というふうに対象者が書いてございます。ですがこれは現実にはこのようになっておりませんので、誤解が生じるかと思っておりますので、この年齢の記載は廃止していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○健康推進課長（山田重夫君）**

御指摘のとおりでございますが、この成人のお知らせにつきましては18年度も全戸配布で実

施をしました。個別につきましては、再度申し上げますと、8市町村の統一步調と。受診者が総合乗り入れしますので、ルールはすべて一緒に検診料も同じになりますが、この表示方法も一緒にしなければいけませんので、19年度はこういう申し合わせになったけどということで、今度20年度を作成するに当たっての反省を担当課でしました。担当レベルで集まって。20年度はこういった表示が、先ほどの御指示のとおりですので、30歳以上といった形の、「まで」という表現は、それをオーバーすると受けられないという誤解を招いてしまうということで、反省を入れまして、20年度はこういった表現は避けます。以上です。

#### ○14番（小沢照子君）

その点よろしく願いいたします。

それから、3点目の検診料の低額化でございます。

実はこれは、住民の方からは低額化ではなく無料化を要望されておりますけれども、私もこういう立場で、委託料が幾らかかるかということも承知しておりますので、無料化というのは余りにも厳しいかなと思ひまして、低額化を提案させていただいたわけでございます。

20年度の予算案によりますと、19年度は3項目の計上がありましたけれども、20年度5項目になっておりますけれども、これについて、どのようなわけで5項目になっているのかお聞かせください。

#### ○健康推進課長（山田重夫君）

19年度は3段階に分けてありまして、20年度の表示は五つに分けてあります。

実は20年度の予算で、この老人保健法が廃止をされまして高齢者の医療の確保に関する法律に切りかわります。そこで、老人保健法はそもそも70歳以上という定めがしてありましたので、19年度以前までは70歳以上はいただかなかったということで三つに分け、20年度からは五つに分けた計算方法で、それぞれブロック別に分けて表示をしてあります。

御質問の乳がんの検診でありますと、集団と個別、そしてその年齢区分、そして超音波とマンモという分け方で五つの分類になったわけでございます。以上です。

#### ○14番（小沢照子君）

そういたしますと、19年度は70歳以上の方は検診料無料でしたが、この20年度は有料になりますね。

#### ○健康推進課長（山田重夫君）

前置きをいたしますと、まず70歳以上は、これも20年度、海部地区の8市町村で統一した、先ほど申し上げた方針に従うということで、19年度までは69歳以下は検診料をいただいております。70歳以上は老健法の絡みでいただいけませんでした。特定健診も視野に入れて、近隣も少し参考にしながら、一定の負担をということで検討も加えられました。

そこで、負担はそのまま69歳以下のままではいけないだろうということで、69歳以下の検診料の負担額の半額という一線を引いた定めを海部地区で統一見解として持ちましたので、その部分が、委託料の額が一緒であって、引く金額が違いましたのでそれぞれの歳出金額が変わってくるという5段階で分けた次第であります。以上です。

○14番（小沢照子君）

また確認いたしますが、19年度まで無料であった70歳以上の検診料が、20年度からは要領で69歳以下の方の1,400円の半額、700円になるということで、極端に申し上げまして住民負担がふえるということですね。

○健康推進課長（山田重夫君）

はい。大変申しわけないですが、御負担を一部いただくという考えで進めさせていただきます。よろしくお願いします。

○14番（小沢照子君）

わかりました。

このがん検診は、乳がん検診に限らず各種いろいろ検診がございます。もしわかりましたら、全部女性がこの検診時期に各種の検診を受けるとしたら、総額負担がお幾らになりますか。

○健康推進課長（山田重夫君）

ただいまの御質問は女性がということでしたので、がん検診には全般に向く分と、あと前立腺がんが男性、そして乳がん、子宮がんが女性が多いということで分けてになりますが、その区分けをして全部受けた場合というふうで、20年度の予算ベースで申し上げますと、これも69歳以下というとらえ方です。で、男性ですと7,100円ですね、全部受けると。女性の場合ですと8,700円。全部受けた場合の69歳以下というとらえ方です。以上です。

○14番（小沢照子君）

はい、ありがとうございました。

行政側におかれましては一昨年より昨年、また昨年より本年と、受診の人数あるいは受診率が少しでもアップをされますとやはりもっとされる部分もあるかと思えます。それはそれでいいことなんです、この乳がん検診に限らず各種検診の内容、またその後の経過、また結果、個人情報等もございまして把握できる範囲でよろしいんですけども、しっかりと把握をしていただいて、そして市民の健康推進と医療費の抑制に努力をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（八木忠男君）

おっしゃっていただいたこと、十二分に留意して進めてまいります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて14番議員の質問を終わります。

次に、通告順位9番の2番・鷺野聡明議員の質問を許します。

○2番（鷺野聡明君）

議長よりお許しを得ましたので、発言通告書に基づきまして2点の質問をいたします。いましばらくよろしくお願いします。

1点目としては、国交省木曾川堤防道路通行どめで通学児童に危険が、2点目としては、行財政改革は大丈夫かという2点について質問をいたします。

国土交通省木曾川左岸堤道路一部通行どめに伴い、本年4月から大量の通行車両が堤防道路より東へおりて、塩田町信号交差点から市道立石・塩田線を南進する。国土交通省の通行どめの理由と回答について述べますと、近年、抜け道として高速で通過する一般車両が増加し、堤防から落下するなど事故が多発しており、死亡事故も発生している。これまでどおり堤防道路を通してほしいとの地元からの要望は承知しておりますが、道路としての整備、管理はできないので了解をいただきたいということで回答がございました。市長、建設部、教育部の皆様にも努力をいただきましたが、残念な結果となりました。

小学児童の通学時刻には、特に猛スピードで走る通行車両が多く、大変危険が伴うため、早期なる歩道設置と塩田町交差点改良を進めていただきたいと思います。保護者の皆さんや地区役員の方々は大変心配しておられますが、市の方針について質問をいたします。

次に、市道鵜多須・赤目線の丸島地区歩道整備計画について質問をいたします。

県道丸島交差点より南北への歩道整備計画の進捗状況と、今後の計画についてお尋ねをいたします。丸島新田地区の通学路の危険区域として、用地買収も進んでおり、地域住民も切望しているため、計画的に歩道整備等進めてほしいがお尋ねをいたします。

大項目の2番目でございます。行財政改革は大丈夫か。

小項目の1としまして、市有地の無償貸与についてでございます。

自主財源が乏しい中の財政構造の中で、市有地の無償貸与があると聞きました。あれば件数、場所、面積、契約内容、過去の経緯等についてお尋ねをいたします。

小項目の2点目といたしまして、新年度予算に行財政改革は反映されているのか。入るをはかりて出るを制す、財政再建はこのほかには何もありません。

1、土地を購入し続け、公共施設をつくり続けて、行財政改革は本当に可能でしょうか。

2番目、一般会計2008年度予算195億4,500万円。厳しい財政を補うため財政調整基金を15.3億円取り崩し、市債は43.6%の大幅増の18億7,000万円余り、2008年度末の基金残高は約18億円と、特別会計を含む市債残高、借金268億円は市行財政改革、集中改革プランの計画内にあるのかお尋ねをいたします。

3点目が、自主財源確保の工夫、検討は進んでいるのかお尋ねをいたします。

続いて、遊休資産売却処分計画についてはどのようになっているのか、またBとしまして、未利用の公共施設の現況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以下、自席にて質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、鷺野議員から御質問のありました国交省の道路通行どめの関係でのお答えを、私の方からさせていただきますと思います。

この木曾川左岸堤道路の一部通行どめの件については、去る2月14日の全員協議会でも御報告といたしますか、お話し申し上げたとおりでございます。

けさの新聞にも記事に載っておりましたが、一部、私としては納得しかねる記載の内容もございましたけれども、それはそれとして受けとめまして、御答弁をさせていただきます。この

堤防道路で交通死亡事故が多発しているといったことから、木曾川下流の河川事務所が事故対策として外側線を引いたり、それからドラムクッションと、こんなような大きい丸い、それこそドラム缶のような格好をしたものを数百メートル間隔で設置をいたすなど、いろいろな対抗策を施してきたわけですが、そうした効果が出ないために今回の一部通行どめをするということで、通過車両の抑制をしたいというものです。そうすることによって死亡事故を減少させようというのが目的であるというふうに、私も伺っております。

ただ、現在立田大橋から三和町地内までの間を木曾川立田築堤工事という工事名称をもちまして木曾川下流河川事務所が工事を施工いたしております。それに伴いまして、現在塩田町から葛木の間は通行どめになっているのは、皆さん御承知のとおりでございます。

したがいまして、議員御質問の中では本年4月から大量の通行車両が通るようになるよというような文言も、通告の中でおっしゃってみえたわけですが、今の交通量が4月以降の交通量にそれほど変化はないのではないかと思っています。現在の通行量がこの4月からの通行量というような形となり、それほどむちゃくちゃにふえることには、先ほど申し上げたような理由からならないのではないかというふうには思っております。ただ、そうは言いましても絶対とか、そういったことは申し上げられませんので、農免道路に早く歩道をいう御質問の件につきましても、19年度から実際進めておるわけですが、これにつきましても補助金等をいただいて施工をいたしておりますので、明確に何年ということは申し上げられませんけれども、今の状況からすれば4年ないしは5年ぐらいかかっているのではないだろうかというふうに思っております。

今、私どもも所管の方で進めている工事の関係につきましても、そのほとんどが合併時から引き継ぎをされているような関係のものが大半でございます。財政的に、あちらもこちらもというような余裕があれば、またそういったことについても進めてまいりたいと思うわけですが、なかなか思うに任せないのが実情でございます。

木曾川の左岸堤道路の一部通行どめの話が正式に決まったからといいますか、回覧等をお願いしました。3月号の広報の方の記載にも入れさせていただいて周知を図ったわけです。そうした中で、市としましては早急に交通安全対策の立て看板を関係箇所の方へ設置をすると、そういった方策をとらせていただきました。しかし、看板を立てたからといって運転手のモラル、それからいろんな諸事情、天候等、そういったものによっても変わってきますし、また通学路云々ということになってきますと、いろんな角度、方面から対応策を講じていただかないと、事故がその看板によって少なくなるということはありませんので、いろんな方面からそういった御理解やら御協力をいただきたいというふうに思っております。そうしたことについて、こうした対応策を関係する課とも今後も調整をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから2点目の、丸島交差点から南北へ歩道整備計画の進捗状況について御質問があったわけですが、これにつきましては現在丸島交差点の歩道整備、旧八開村から未買収の用地3筆がまだ用地の承諾をいただいておりません。承諾がいただけないのが単価が安いと、

こういうお話でございます。私ども担当としては、八開からの継続というとらえ方をいたしておりますので、平米当たり田で2万4,000円、これを坪単価に換算しますと8万円ほどという単価になります。ただこれは合併時のお約束で、継続事業については旧町村の単価でという形にはなっておりますけれども、なおかつその単価が安いから応じられないという関係につきましては、じゃあその単価を上げてというような形にはなりませんので、実情としてはそんなような状況にありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、大きな2点目の行政改革の関係で御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の市有地の無償貸与、これ土地の関係ですね。貸与についての御質問でございますけれども、この件につきましては、合併前の旧町村の経緯で該当するものが2件ございます。

まず一つ目が、借り受け人が社会福祉法人亀泉会、場所が西川端町南須原というところですが、宅地で3,105.69平米ございます。それでこの件につきましては、ちょうど平成6年1月25日、これは旧佐織町さんの臨時議会におきまして御審議がされまして、無償貸与の議決がなされております。それで、指定の用途といたしましては、老人福祉施設に供することを条件に、その貸借期間が平成36年1月31日までの土地使用貸借契約の締結が結ばれております。

それからもう1点が、これは行政財産の目的外使用として、今現在愛西市が取り扱っているものでございますが、申請者が愛西市商工会、場所が森川町井桁西26-1、27、宅地で1,040.12平米。これは御案内のとおり、立田ふれあいの里、商工会館の用途として使用料免除をしております。先ほど申し上げましたように、これは旧立田村当時、立田ふれあいの里交流拠点施設の用地として村が行政財産として取得した土地でございますが、これを旧立田村において建設時に財産の目的外使用と認めたことを現在継承しておるというものでございます。

それから、2点目の新年度予算の関係で、行革は反映されているかと大きく3点ほど御質問をいただいておりますが、まず1点目の公共施設をつくり続けて行政改革は可能かという御質問でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、箱物行政が自治体財政の破綻の一因になるということは今さら申し上げるまでもございません。ただ、愛西市は愛西市として、合併の状況の中で真に必要な施設というのが、当然これは検討していかなければならないというふうに私自身は思っておりますが、ただその施設を今後仮にそういったものが必要だという前提に立っても、行政サービスの提供を目的に財政状況を勘案しながら慎重に検討していかなければならない問題であるというふうには一方では考えております。

それから2点目の基金残高の関係で、集中改革プランの想定内かという御質問でございますが、まず1点御訂正をさせていただきたいんですけれども、ああいった形で新聞報道にありました基金残高18億円につきましては、これ記者発表、説明の際にその一つのやりとりの中で一部の基金の額が、一般会計、特別会計の合計数字と混同されて報道されておきまして、実際正しくは、一般会計、特別会計合わせて平成20年度末基金残高の見込みは、これ土地取得特別会計が入っておりますので、その土地取得特別会計の土地分を除きますと、20年度末の市の基金

残高は約95億円になる見込みでございます。

それで御質問にございました集中改革プランの目標数値、これは一般会計についてでございますけれども、既に第1期集中改革プランが平成21年度に向けて今進めておるわけでございますが、その中で公債費比率につきましては8.8%以内、基金残高については52億円を確保するという想定で予算編成に取り組んでいるという現状でございますので、御理解がいただきたいと思っております。

それから、3点目の自主財源確保の工夫、検討は進んでおるのかと。その中に遊休資産の処分計画はという御質問でございますが、これは御案内のとおり平成20年度より第1次愛西市総合計画がスタートをいたします。それで行革におきましては、最前総務部長の方からもお答えをしておりますように、組織の見直し、あるいは施設の統廃合の検討が進んでまいります、これから。そんな中で、愛西市のあり方が見えてくるにつれて、当然、遊休資産が明確化してまいります。自主財源の確保として遊休資産の処分は、以前にもお答えしておりますように必要であるという認識であります。

それから最後の御質問でございますが、未利用公共施設の現況はということでございますけれども、この公共施設の有効利用の考え方につきましては、これも最前お答えをしておりますように、現在プロジェクトチームによりまして分野別の施設ごとに設置の必要性、あるいは効率的な管理運営について検討をしております。

それで今後、施設の現状や課題の整理と今後の方針が取りまとめられて、行革本部会議へ提案をされておりますし、また今後もそういった形で提案がされてきます。それで以前にもお答えしましたように、現状は個々の検討を行っているところでございますので、先にはすべての公共施設について、施設白書的なものを取りまとめて、現状と方針を整理して全体の状況を眺めて、公共施設の有効活用について検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。以上です。

## ○2番（鷺野聰明君）

最初の国交省の道路の関係で申し上げます。

現在、旧立田地内の葛木町から北の方へ塩田町の交差点に向けて、現在5年計画で歩道整備計画が19年度から、現在進んでおります。20年度からまた4年ほどをして塩田町の交差点から約30メートルほど南、手前までは年々進んでいくのではないかなあということを思っております。そんな中で、塩田町の交差点から30メートル手前から交差点内、そして交差点から県道を西へ行きまして塩田町の堤防道路までが、県道が、歩道がない。そして交差点の信号はありませんけれども横断歩道もない。車道、歩道の分離帯もないというようなことで、ぜひ建設課、市として県道の改良及び交差点の中期でも結構でございますが、できるだけ早いところ将来的に向けて短い距離でもございますので、何とか前向きに一歩でも進めていただけたら、地域住民の方も安心して、理解をしていただけるのではないかなあというようなことを切にお願いをして、この件については閉じたいと思っております。

そしてまた、先ほどの丸島交差点から北南への歩道整備につきましても、用地買収等を担当



課の方の御努力によりまして順調に進むことができますように、また御努力をぜひともお願いしたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

そして、市有地の無償貸与の件については、私も詳しくは聞いてございませんでしたが、亀泉会等佐織町当時の議会の同意で平成36年までは無償貸与ということになっておるということを、今初めて私もお聞きしまして、契約は必ず守らないけませんので、そういったことでもございましたら有効に、市としても有意義な利用方法がさらに続けていけるように理解をしたいというふうに思いますのでお願いいたします。

また立田ふれあいの里については、道の駅その他今有効に市のために御利用いただいているというふうに認識をしておりますので、ありがとうございます。

続きまして、新年度予算についての行財政改革ということでございますが、私の企画部長さんに言わんとすることはわかっていただけるのではないかなあということは思うわけでございますが、やはり本当に必要な、児童館でもそうですけれども、これからも新しい葬儀場等も必要でございますし、本当は二つ、三つ、四つ必要なものがあれば、閉鎖するもの、あるいは処分するもの、やはり行政はあくまでもスリムでないと、それぞれ維持管理費、あるいはいろんな意味で目に見えない経費が膨らんでいきますので、やはり出るを制すということもございまして、不要な公共施設、あるいは不要な用地については整理して、処分できるものは処分する、あるいは貸与できるものは貸与するというようなことを早急に今準備を進めていただいているというふうに聞いてございますので、お願いをいたします。

また、財政の対価というものについては、それぞれ企画部長ないし担当課について検討しておっていただけたと思いますが、若干背伸びをした予算であるようにも思いますし、また財源の確保ですね。安易なといつては言い方が悪いですが、基金の取り崩し、あるいは市債の発行による収入の確保ということだけにとらわれずに、幅広い分野で税収増をもたらすようなことを具体的に考えてほしいし、また市長さんについても、職員あるいは部課の皆さんにもそういった指示を出してほしいなあということを思います。

特に行政のスリム化、あるいは財政再建ということについては、職員数とか公共施設の数、車両の数、補助金、またまた大型の事業ということで、これからもまだまだ新しい事業が出てこようと思いますが、何か企画部長さんなりあるいは副市長さんなりが、ブレーキをかける部門がちょっと見受けられないような気がしますので、その辺も含めて愛西市が永遠に健全で続けられるようにというふうに願っておりますが、最後にまた企画部長さんにその辺のコメントについてお願いをしたいというふうに思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

いろいろ御意見を承りました。

今後、そういった御意見も当然十分頭に入れてやっていくつもりでおりますし、またおっしゃるように、自主財源の確保をこれからどう図っていくか、一方ではブレーキが甘いというようなお話もございましたけれども、当然、私どもとしては今示されております集中改革プランの目標数値というのがありますので、そういった目標数値をきちっと確保すべく、今後財政運

営については進めてまいりたいというふうに思っております。

○2番（鷺野聡明君）

自主財源の確保ということについては、遊休資産の処分ということも考えられますが、また別の意味でいえば、企業誘致の積極推進、あるいは市街化等に伴う都市計画マスタープランでもありますように市街化の見直しとか、あるいは駅前再開発の大型事業をやろうと思えばやはり都市計画への導入等の検討等々、いろいろ考えなければいけないような事項があるかと思えます。そういった新しい税收確保という面において、担当幹部の皆さんはぜひさらに知恵を絞っていただきたいなあということを思いまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて2番議員・鷺野聡明議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

ここでお諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、明日は午前9時より開議し、一般質問を続行いたしますのでよろしくお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。

午後6時00分 散会